

## 第 4 回教育委員会定例会 案件表

### ○ 日 時

令和4年2月18日(金) 午前10時00分から

### ○ 議 題

#### 1 議 案

- (1) 議案第7号 令和3年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書  
について (資料1)

#### 2 陳 情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める  
陳情書

#### 3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕  
(2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕  
(3) 令和3年度「お祝いの言葉」について (資料2)

#### 4 報 告

- (1) 教育長報告
- ① 令和4年第一回練馬区議会定例会提出議案について (資料3)
  - ② ICTを活用した教育活動の推進について (資料4)
  - ③ 令和4年度学校関係工事計画(案)について (資料5)
  - ④ スキー移動教室の中止について (資料6)
  - ⑤ 令和4年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について (資料7)
  - ⑥ 令和4年度図書館特別館内整理期間について (資料8)
  - ⑦ 青年リーダーの養成の強化について (資料9)
  - ⑧ 子育て支援サービスの充実について (資料10)
  - ⑨ その他

資料 1	
------	--

議案第7号

令和3年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書  
について

上記の議案を提出する。

令和4年2月18日

提出者 教育長 堀 和 夫

令和3年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書  
について

このことについて、別紙のとおり決定するものとする。

令和3年度 教育に関する事務の管理  
および執行の状況の点検・評価報告書  
(案)

令和4年（2022年）2月

練馬区教育委員会

練馬区教育委員会 委員名簿

(令和4年2月1日現在)

教	育	長	堀	和	夫	
委		員	中	田	尚	代
委		員	坂	口	節	子
委		員	仲	山	英	之
委		員	岡	田	行	雄

## 目 次

I	点検および評価制度の概要	
1	教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施	・ ・ ・ 1
2	点検・評価の実施方針	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	評価対象年度	・ ・ ・ ・ ・ 2
4	教育委員会について	・ ・ ・ ・ ・ 2
5	練馬区教育・子育て大綱	・ ・ ・ ・ ・ 3
II	練馬区教育・子育て大綱（令和3年3月改定）体系図	・ ・ ・ ・ ・ 5
III	重点施策評価結果一覧	・ ・ ・ ・ ・ 6
IV	新型コロナウイルス感染症対策に係る取組に関する評価結果	・ ・ ・ ・ ・ 7
V	事業成果	
○	教育分野	
1	教育の質の向上	・ ・ ・ ・ ・ 8
2	家庭や地域と連携した教育の推進	・ ・ ・ ・ ・ 20
3	支援が必要な子どもたちへの取組の充実	・ ・ ・ ・ ・ 24
○	子育て分野	
1	子どもと子育て家庭の支援の充実	・ ・ ・ ・ ・ 34
2	子どもの教育・保育の充実	・ ・ ・ ・ ・ 42
3	子どもの居場所と成長環境の充実	・ ・ ・ ・ ・ 47
○	新型コロナウイルス感染症対策に係る取組	・ ・ ・ ・ ・ 53

VI	点検・評価に関する有識者からの意見および助言	・ ・ ・ ・ ・ 57
VII	令和4年度の主な事業	・ ・ ・ ・ ・ 63

## I 点検および評価制度の概要

### 1 教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理および執行の状況の点検および評価を実施するとともに、その結果を議会に報告し公表することとされています。

この法律の規定に基づき、練馬区教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）は、効果的かつ効率的な教育行政を推進するとともに、区民の皆さまへの説明責任を果たすため、教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価（以下「点検・評価」といいます。）を実施し、報告書にまとめました。

今年度は、「練馬区教育・子育て大綱」（令和3年3月改定）の重点施策および新型コロナウイルス感染症対策に係る取組について点検・評価を行いました。

### 2 点検・評価の実施方針

教育委員会では、つぎの実施方針に基づき、点検・評価を実施しました。

#### 練馬区教育委員会

#### 練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行の状況の 点検および評価の実施方針

練馬区教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく『教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価』を、本方針により実施する。

#### 1 目的

- (1) 主な事務や事業（以下「主な事務等」とする。）の取組状況について点検および評価（以下「点検・評価」とする。）を実施し、様々な課題やその取組みの方向性を明らかにすることにより、効果的かつ効率的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検・評価に関する報告書を作成し、これを練馬区議会に提出するとともに、公表することにより区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

#### 2 実施方法

- (1) 教育委員会の事務に関する計画を踏まえ、主な事務等を対象として点検・評価を行う。
- (2) 点検・評価は、前年度の主な事務等の取組状況を総括するとともに、課題や今後の取組みの方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (3) 教育委員会の事務に関する計画の基本施策ごとに点検・評価を行うとともに、事務局における評価を資料として総合的に点検・評価を行う。
- (4) 学識経験を有する者の知見の活用を図るために「練馬区教育委員会の点検・評価に

関する有識者（以下「点検・評価に関する有識者」とする。）を置く。

①「点検・評価に関する有識者」は、公正な意見を述べることができる者の中から、教育委員会が委嘱する。

②「点検・評価に関する有識者」は、評価等について助言を行う。

(5) 教育委員会における点検・評価の後、その結果を取りまとめた報告書を区議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

**【参考】** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### 3 評価対象年度

令和2年度の事務の管理・執行を評価対象としました。

### 4 教育委員会について

#### (1) 教育委員会の制度と組織

教育委員会は、学校その他の教育機関の管理、学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取扱い、および教育関係機関の職員の任免その他人事に関する事務を行い、また、社会教育その他の教育、学術、文化に関する事務を管理、執行するための合議制の執行機関です。この教育委員会の仕組みを定める「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年4月に施行されたことに伴い、新たな教育委員会制度が始まりました。

練馬区教育委員会は、区長が区議会の同意を得て任命した教育長および4人の委員で組織され、教育長の任期は3年、その他の委員が4年となっています。教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。

なお、教育委員会の所掌事務は広範囲にわたりますので、その職務権限に属する事務を具体的に処理し、執行するための機関として、教育委員会事務局が設置されています。



## (2) 令和2年度教育委員会の活動状況

教育委員会の会議は、原則として、月2回開催する「定例会」と、必要に応じて開催する「臨時会」があり、令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）は、定例会23回、臨時会16回を開催しました。

この会議では、教育行政に関する事務処理方針が決定され執行されます。令和2年度の会議においては、議案73件、協議事項2件、報告事項101件の審議等を行うとともに、下石神井小学校など6か所を視察しました。

また、毎年、教育委員は児童・生徒、保護者との意見交換会を行うとともに、学校や子ども関連施設等の状況把握に努めていますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

### 【令和2年度の主な審議等の内容】

- ① 議案
    - ・ 条例の制定または改正の区長への依頼
    - ・ 教育委員会規則の制定または改正
    - ・ 教育関係予算案に関する事
    - ・ 教科書の採択に関する事
    - ・ 職員の人事に関する事
  - ② 協議
    - ・ 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について（1回）
    - ・ 令和2年度教育に関する事務の点検・評価について（5回）
- ※（ ）内は、協議の回数を示しています。

## 5 練馬区教育・子育て大綱

「練馬区教育・子育て大綱」は、平成27年4月に設置した総合教育会議において、5回にわたり、教育委員会と区長が協議して策定しました。「みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示しています。策定から5年が経過し、子どもたちを取り巻く環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症により新たな課題が生じたため、教育委員会と区長が協議し令和3年3月に改定しました。

教育分野では、新たな重点施策として、家庭や地域と協働した学校運営の推進、さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援を位置付けました。

児童生徒の充実した学習のためタブレットパソコンの一人一台の配備など一人ひとりに応じたきめ細かな教育、いじめの未然防止・早期対応、不登校児童・生徒や障害のある子どもたちへの学習支援などにも継続して取り組みます。

子育て分野では、新たな重点施策として、新しい児童相談体制の充実、青少年の健全育成・若者の自立支援を位置付けるとともに、乳幼児親子の相談支援、保育サービスのさら

なる充実、放課後の居場所の充実などを図っていきます。

また、両分野ともに ICT 機器やオンラインの利活用を通じた、子どもたちへの学習支援や、相談機能と情報発信など、コロナ禍に応じた取組を推進します。

## II 練馬区教育・子育て大綱（令和3年3月改定）体系図

教育分野		子育て分野	
目標 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成		目標 安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備	
取組の視点	重点施策	取組の視点	重点施策
1 教育の質の向上	① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	1 子どもと子育て家庭の支援の充実	① 相談支援体制の充実
	② 教員の資質・能力の向上		② 新しい児童相談体制の充実
	③ 学校の教育環境の整備		③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実
2 家庭や地域と連携した教育の推進	① 家庭教育への支援	2 子どもの教育・保育の充実	① 家庭での子育て支援サービスの充実
	② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働		② 練馬こども園の充実
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	① いじめ・不登校などへの対応	3 子どもの居場所と成長環境の充実	① 安全で充実した放課後の居場所づくり
	② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援		② 児童館機能の充実
	③ 障害のある子どもたちなどへの支援		③ 青少年の健全育成・若者の自立支援

### Ⅲ 重点施策評価結果一覧

1：施策が、良好に進んでいない。  
 2：施策が、良好に進んでいる。  
 3：施策が、とても良好に進んでいる。

#### ○教育分野

取組の視点	重点施策	総合評価	頁
1 教育の質の向上	1－① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	2	8
	1－② 教員の資質・能力の向上	2	15
	1－③ 学校の教育環境の整備	2	18
2 家庭や地域と連携した教育の推進	2－① 家庭教育への支援	2	20
	2－② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	2	22
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	3－① いじめ・不登校などへの対応	2	24
	3－② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	2	28
	3－③ 障害のある子どもたちなどへの支援	2	31

#### ○子育て分野

取組の視点	重点施策	総合評価	頁
1 子どもと子育て家庭の支援の充実	1－① 相談支援体制の充実	2	34
	1－② 新しい児童相談体制の充実	3	36
	1－③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	2	39
2 子どもの教育・保育の充実	2－① 家庭での子育て支援サービスの充実	2	42
	2－② 練馬こども園の充実	2	44
	2－③ 保育サービスの充実	3	45
3 子どもの居場所と成長環境の充実	3－① 安全で充実した放課後の居場所づくり	2	47
	3－② 児童館機能の充実	2	49
	3－③ 青少年の健全育成・若者の自立支援	2	51

※各重点施策の点検・評価表は、上の表の該当ページをご覧ください。

#### Ⅳ 新型コロナウイルス感染症対策に係る取組に関する評価結果

令和2年度に教育委員会事務局が実施した新型コロナウイルス感染症対策に係る取組を時系列で示し、1年間の取組に対して点検・評価を実施しました。

総合評価	頁
3	53

※評価基準は「Ⅲ 重点施策評価結果一覧」と同じです。

## V 事業成果

### ○教育分野

#### 1 教育の質の向上

重点 施策	1-① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実
	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学校就学前の幼児教育を充実します。</li> <li>○ 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。</li> <li>○ 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。</li> <li>○ 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。</li> <li>○ 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。</li> <li>○ タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。</li> <li>○ 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。</li> </ul>

主な 取組	項目1 小学校就学前の幼児教育の充実	
	目標	就園を希望する子どもが、適切に幼児教育を受けることができる環境整備に努める。
	事業 成果	<p>国、都の補助の活用のほか区独自の補助を行い、私立幼稚園の安定した運営を支援した。</p> <p>区立園、私立園において障害のある子どもの受け入れを実施した。</p> <p>&lt;実績&gt;</p> <p>【平成30年度】 区立幼稚園64人 私立幼稚園91人</p> <p>【令和元年度】 区立幼稚園63人 私立幼稚園94人</p> <p>【令和2年度】 区立幼稚園54人 私立幼稚園89人</p>
	今後の 取組	区立園、私立園の意見をもとに、幼児教育に必要な環境整備について検討する。
	所管課	学務課
	項目2 幼保小連携の推進	
	目標	幼稚園・保育所・小学校との連携を一層充実させ、幼児期から小学校への接続期における様々な課題について取り組んでいく。
	事業 成果	<p>【平成30年度】</p> <p>研修・交流会（管理職対象1回、一般職員対象[地区別]2回）</p> <p>懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や給食試食、懇談会等の実施）</p> <p>「ねりま幼保小連携だより」発行 年4回</p> <p>「ねりま接続期プログラム」発行 3,000部</p> <p>「もうすぐ1年生」発行 17,000部</p> <p>【令和元年度】</p> <p>研修・交流会（管理職対象1回、一般職員対象[地区別]2回）</p> <p>懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や給食試食、懇談会等の実施）</p> <p>「ねりま幼保小連携だより」発行 年3回</p> <p>「もうすぐ1年生」発行 16,000部</p> <p>【令和2年度】</p> <p>研修・交流会（管理職対象2回）</p> <p>「ねりま幼保小連携だより」発行 年2回</p> <p>「もうすぐ1年生」発行 16,000部</p>

主な取組	今後の取組	教育現場での「ねりま接続期プログラム」の更なる活用を図る等、幼保小連携充実のための取組を引き続き検討し、実施していく。また、外国人児童・保護者のための小学校入学(転入)ガイドブックを作成し、周知を図る。
	所管課	教育施策課
	項目3 小中一貫教育の推進	
	目標	義務教育9年間を見通した教育を実践するため、「目指す15歳の姿」を設定し、児童・生徒の発達段階に応じた系統的・連続的な教育活動を行う。
	事業成果	<p>全小中一貫教育グループにおいて「目指す15歳の姿」を設定した。 また、校区別協議会や小中一貫教育研修などの研究・研修および小中一貫教育フォーラムやリーフレット・報告書による情報発信をした。</p> <p>【平成30年度】 小中一貫教育フォーラム開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施</p> <p>【令和元年度】 小中一貫教育フォーラム開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施</p> <p>【令和2年度】 小中一貫教育・いじめ防止実践事例発表会開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施</p>
	今後の取組	令和4年1月に小中一貫教育の啓発リーフレットを発行し、令和4年2月3日に開催される練馬区教育実践事例発表会にて成果を発表する。
	所管課	教育指導課
	項目4 人権教育・道徳教育の推進	
	目標	人権教育全体計画の策定・活用や道徳授業地区公開講座の実施等に全校で取り組むことにより、児童・生徒の豊かな人間性と社会性を育む人権教育・道徳教育を推進する。
	事業成果	<p>(1) 人権教育の推進 全校で人権教育全体計画を策定し、教育活動全体を通じた人権教育、生命を大切にする教育、豊かな心を育成する教育を計画的に推進した。</p> <p>(2) 道徳教育の推進 平成30年度は、道徳授業地区公開講座を全校で実施し、道徳授業の公開および意見交換会等を通じ、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図った。 令和元年度および令和2年度は、新型コロナウイルス感染症流行のため、各校は可能な限りでの道徳授業の公開等を実施した。 また、「特別の教科 道徳」の学習指導要領に沿った指導を、確実に小中学校全校で行うために、教員向けの研修会を年間2回行った。 さらに、「特別の教科 道徳」の道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直しを行った。</p>

主な取組	今後の取組	「特別の教科 道徳」が小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から全面実施されている。小中学校での道徳授業がより充実するように引き続き取り組んでいく。
	所管課	教育指導課
	項目5 英語教育の充実	
	目標	ALTを活用した指導体制の充実、英検検定料の補助制度導入等を通して、児童・生徒の英語への関心を高め、外国語教育の充実を目指す。
	事業成果	<p>(1) ALTを活用した指導体制の充実</p> <p>①小中学校教員を対象とした外国語・外国語活動研修会の実施</p> <p>②小学校における全時間ALTの配置</p> <p>③ALT連絡協議会の実施</p> <p>④ALT派遣会社担当者との情報共有</p> <p>(2) 英検検定料補助制度</p> <p>【平成30年度】 実施校34校 志願者数2,665人</p> <p>【令和元年度】 実施校33校 志願者数2,621人</p> <p>【令和2年度】 実施校33校 志願者数2,956人</p> <p>(3) 英語4技能検定実施 中学2年生対象・全校実施</p>
	今後の取組	学習指導要領を踏まえた外国語指導を行うことができるよう、研修会を通して教員の質の向上を図る。 児童・生徒が英語を使う機会を設けるため英語村の実施を検討する。 英語4技能検定の結果や学力調査の分析結果を踏まえ、授業に活かす。
	所管課	教育指導課
	項目6 子どもたちの体力向上の促進	
	目標	新体力テストの結果の分析や体力向上に向けた授業公開、全校での体力向上推進計画の作成等を通して、児童・生徒の運動への関心を高め、人間活動の源である体力の向上を図る。
	事業成果	<p>(1) 練馬区体力向上検討委員会の設置</p> <p>校長、教員を委員とする委員会において、①～③の内容について検討し、実践等を行った。</p> <p>①新体力テストのデータ分析</p> <p>②児童・生徒の体力向上に関する実技研修</p> <p>【会場】小学校 【対象】小中学校教員</p> <p>③児童・生徒および保護者向け啓発資料の作成・配布</p> <p>(2) 体力向上推進計画の作成</p> <p>新体力テストの到達目標を設定および体力向上に関する具体的取組について作成した。</p> <p>【具体的取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育授業の指導力の向上のための教員研修</li> <li>・朝の時間や休み時間を活用した運動機会の設定</li> <li>・運動する場所の整備</li> <li>・保護者等への啓発活動</li> </ul>



主な取組	今後の取組	各校の体力向上に係る取組を推進し、今後も継続して児童・生徒の体力向上を図っていく。 教員向けに、子どもたちが運動にすすんで取り組むことができるような実践事例集を作成する。
	所管課	教育指導課
	項目7 子どもたちの食育の推進	
	目標	食育基本法に基づき策定した「練馬区立小中学校における食育推進計画」（以下「食育推進計画」という。）の基本方針である「学校における食育の充実」等に沿った取組を進める。
	事業成果	校長、副校長、主幹教諭等の教員と、栄養教諭、栄養職員等の食に関する専門性を有する教職員とで構成する食育推進チームを各校に設置した。 【平成30年度】全校 【令和元年度】全校 【令和2年度】全校  地場産物（キャベツ、練馬大根等）を使用した学校給食を提供し、目の前の食材を「生きた教材」として活用を促進するなど、給食を通して食育の推進に取り組んだ。 区内地場産物使用平均日数 【平成30年度】小学校58.7日、中学校59.8日 【令和元年度】小学校62.7日、中学校58.6日 【令和2年度】小学校52.4日、中学校44.4日
	今後の取組	各校において食育推進チームを中心とし、次期食育推進計画（令和4年度～8年度）や食に関する指導の全体計画に基づき、着実に食育を推進する。
	所管課	保健給食課
	項目8 ICTを活用した教育活動の推進	
	目標	タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を充実する。
	事業成果	教室のICT環境の整備を行い、子どもたちに一人一台、タブレット端末の配備を完了した。 【平成30年度】 ICT活用ワーキンググループでの検討・公開授業を踏まえ、利活用報告書を作成した。 【令和元年度】 小中学校の全ての普通教室等に教育ICT機器を配備した。 【令和2年度】 小中学校の全ての児童生徒へ、一人一台タブレット端末を配備した。
今後の取組	日々の学習の中でのICT機器の活用だけでなく、特別支援教育や不登校児童生徒への支援、感染症のまん延による臨時休校等の緊急事態等、あらゆる場面でICT機器の特長を生かし、学びの保障に取り組んでいく。	
所管課	教育施策課、教育指導課	

項目9 学校図書館を活用した学習・読書活動の充実													
目標	全校一斉読書等の実施により読書時間を確保するとともに、学校図書館の活性化を図り、児童・生徒の読書活動を推進する。												
主な取組	<p>各学校における朝読書などの読書活動を推進し、児童・生徒の豊かな言語能力を育成した。</p> <p>全校一斉読書の実施校数（隔年で調査を実施）</p> <p>【平成30年度】 95校（小64校、中31校）</p> <p>【令和2年度】 89校（小63校、中26校）</p> <p>平成29年度から全ての区立小中学校の図書館に学校図書館管理員または学校図書館支援員を配置し、カウンター業務や学習用図書の手配など学校図書館の運営を支援している。</p> <p>学校図書館への人的配置校数</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>【平成30年度】</td> <td>【令和元年度】</td> <td>【令和2年度】</td> </tr> <tr> <td>学校図書館管理員</td> <td>小30校、中16校</td> <td>小34校、中19校</td> <td>小34校、中19校</td> </tr> <tr> <td>学校図書館支援員</td> <td>小35校、中18校</td> <td>小31校、中14校</td> <td>小31校、中14校</td> </tr> </table> <p>平成30年度から3か年計画で順次進めてきた学校図書館蔵書管理システムの導入が、令和2年度末で全区立小中学校への配備を完了し、すべての蔵書をシステム上で管理している。</p> <p>【平成30年度】37校（新規：中28校、更新：中5校、小4校）</p> <p>【令和元年度】31校（新規：小30校、更新：小1校）</p> <p>【令和2年度】30校（新規：小30校、更新：なし）全校導入完了</p>		【平成30年度】	【令和元年度】	【令和2年度】	学校図書館管理員	小30校、中16校	小34校、中19校	小34校、中19校	学校図書館支援員	小35校、中18校	小31校、中14校	小31校、中14校
		【平成30年度】	【令和元年度】	【令和2年度】									
学校図書館管理員	小30校、中16校	小34校、中19校	小34校、中19校										
学校図書館支援員	小35校、中18校	小31校、中14校	小31校、中14校										
今後の取組	<p>全区立小中学校に導入した学校図書館蔵書管理システムにより貸出冊数等の利用状況を把握することで適切な蔵書管理を行い、学校図書館の利活用を推進する。</p> <p>「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」に基づき、学校において読書活動推進のための指導計画を作成を進め、その中で全校一斉読書週間や週1回以上の全校朝読書等の取組を各校一取組として実施する。また、各学校の指導計画を区立図書館に情報提供し連携強化を図る。</p> <p>新学習指導要領に基づく、教科等での「調べ学習」、総合的な学習の時間における「探究的な学習」などでの学校図書館の利用について、学校図書館管理員等による学習指導支援を活用し、一層充実させていく。一部の教科だけでなく、様々な教科での利活用を推進する。</p>												
所管課	教育指導課、光が丘図書館												

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼保小連携の更なる取組を期待する。また、小中一貫教育を練馬区全域で引き続き取り組んでほしい。</li> <li>○ ねりま接続期プログラム、更にステップシートに関する事例集の作成を検討してほしい。</li> <li>○ 子どもたちの体力づくりを強化し、併せて子どもたちの内面的な成長にむけて、人権教育、道徳教科を通して、言葉で表現する力を充実させてほしい。</li> <li>○ 運動に親しむ機会の意図的な設定「一校一取組」の活動を実施し、家庭でも運動に取り組むことができるような資料の作成を期待する。</li> <li>○ 全国学力・学習状況調査結果に基づく、授業改善への検証と分析を行い、学力向上に資する方策を推進してほしい。</li> <li>○ 区立図書館との連携強化について大いに期待する。</li> <li>○ タブレットの円滑な活用やデジタル教科書等の整備を推進して、子どもたちの学力や学習意欲の向上に役立ててほしい。</li> <li>○ ネット依存からみえる、怠惰、精神的不安定、学習意欲の減退など、諸問題に対応できる相談機能がいきていることが大切である。</li> </ul>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き練馬区全域で小中一貫教育に取り組む。</li> <li>○ 教育現場での幼保小連携の更なる充実を図るため、「ねりま接続期プログラム」の改定について検討する。</li> <li>○ 平成30年1月にステップシートの活用に係るリーフレットを作成・配布した。今後も活用を推進するとともに、事例集の作成について検討する。</li> <li>○ 子どもたち一人ひとりの考えが様々な場面で表現されるよう、タブレット端末を効果的に活用しながら、「考える道徳、議論する道徳」の充実を図っている。</li> <li>○ 体力向上検討委員会において、家庭でも運動に取り組むことができるような動画を5つ作成し、練馬区立幼稚園・小中学校公式YouTubeチャンネルに公開した。</li> <li>○ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う臨時休校により授業時間の確保が難しく、調査の実施が困難なため中止となった。令和3年度は調査結果に基づいた検証と分析を行い、リーフレットの作成等、学力向上に資する方策に取り組む。</li> <li>○ 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図るため、各学校の「読書活動推進のための指導計画」を、地域の図書館と共有することで連携を強化し、区立図書館による団体貸出等の学校支援サービスを、計画的に授業や全校一斉読書で活用し、学力向上や読書活動の推進を図る。</li> <li>○ 情報モラル講習会を全小中学校で毎年度開催し、デジタル機器の適正な利用やネット依存の危険性について指導している。また、区内4所の学校教育支援センターにて教育相談室を開室し、学習意欲減退等の諸問題に関する相談を受け付けている。</li> </ul>

点検・評価欄	評価	特記事項
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼保小連携および小中一貫教育について、協議会、フォーラム、リーフレット配布等の取組を継続してほしい。</li> <li>○ 目指す15歳の姿の設定や中学校区別研究会を実施し、小中一貫教育の充実が図られている。</li> <li>○ すべての中学校の校舎に、小学生が使うための連携教室を整備できるよう検討してほしい。</li> <li>○ 「特別の教科 道徳」の取組に関する教員向けの研修会は、今後も対象者を増やして継続してほしい。</li> <li>○ ALT配置および英検検定料補助制度等、具体的な取組を実施し、英語教育の充実を図っている点は評価できる。英語以外の教科でも具体的な取組を実施して、学びの充実を図ってほしい。</li> <li>○ 行動制限に伴う運動能力の低下が懸念される。体力向上のための取組を実践してほしい。</li> <li>○ 地場産物を使用した学校給食の提供は評価できる。今後は生産者による説明の機会を増やしてほしい。また、伝統的日本食の継承につながる企画や食品ロスに関する取組の実施を検討してほしい。</li> <li>○ すべての児童・生徒にタブレット端末を配備した点は評価できる。引き続き、タブレット端末の効果的な活用を推進してほしい。</li> </ul>

重点 施策	1-② 教員の資質・能力の向上	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。</li> <li>○ 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。</li> <li>○ ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。</li> <li>○ 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。</li> </ul>

主 な 取 組	項目1 教員研修の充実	
	目標	職層や教育課題に応じた各種研修等を実施するとともに、意欲と能力ある若手教員の養成を進め、教員の資質と指導力の向上に努める。
	事業 成果	<p>職層や教育課題に応じた研修を実施し、教員の資質および学習指導力の向上を図る。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>①職層研修 校長・副校長研修、昇任・転任研修、主幹教諭任用時研修、主任教諭任用時研修</p> <p>②年次研修 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、初任者新規採用者等研修、2年次研修、3年次研修</p> <p>③担当者・リーダー養成研修 教務園務担当者連絡会、生活指導担当者連絡会、研究担当者研修、進路指導担当者連絡会、司書教諭等研修、道徳教育研修、食育推進研修、特別支援教育コーディネーター研修、小中一貫教育研修、いじめ・不登校対応研修、学校マネジメント講座</p> <p>④教育課題研修 人権教育研修、外国語・外国語活動研修、特別支援教育研修、特別支援教室巡回指導教員研修、応急救護研修、水泳実技研修、体育実技（ダンス）研修、体力向上に関する研修、小動物飼育研修、幼児教育研修、幼保小連携地区別研修、学校教育相談研修、保健担当者研修、理科実技（指導力向上）研修、ICT活用研修、プログラミング教育研修、プログラミング教育指導教員養成講座、指導教諭による模範授業、ねりまスキルアップ講座</p>
	今後の 取組	従来の集合型研修だけでなく、動画視聴型研修やオンラインによる双方向型研修など新たな研修スタイルを取り入れ、教育現場のニーズに合わせた実践的な研修を充実させる。
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター
	項目2 教員のICT活用能力の向上	
目標	ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図る。	

事業 成果	<p>区内小中学校教員を対象に、タブレット端末を含むICT機器に関する定期的な研修を実施し、教員のICT活用指導力の向上に努めた。</p> <p>【平成30年度】 ICT機器を活用した公開授業の実施（2回）。</p> <p>【令和元年度】 ICT機器を活用した教育活動の推進に向けた研修会の実施（2回）。</p> <p>【令和2年度】 タブレット端末を含むICT機器の学習における効果的な活用に向けた研修の実施（2回）。</p>
今後の 取組	<p>還元研修を目的としたICT活用推進リーダー育成研修会を通して、ICT活用推進リーダーを育成し、校内研修の充実を図る。</p> <p>タブレット端末を含むICT機器を活用した実践事例集を作成し、区内全教員で共有することで、ICT機器を活用した教育活動のさらなる充実を図る。</p>
所管課	教育指導課
項目3 子どもたちと向き合う時間の創出（教員の働き方改革の促進）	
目標	<p>小中学校への会計年度任用職員の配置や出退勤システムの導入により、教職員の業務負担軽減を図ることで子どもと向き合うことができる環境を整備する。</p>
主な 取組  事業 成果	<p>(1) 人的配置 学校（園）教員の長時間労働の改善を目的とした、「練馬区立学校（園）における働き方改革推進プラン」を平成31年3月に策定した。 教員が児童・生徒への指導・教材研究等を行う時間の確保や、副校長が学校経営等の業務に注力できる環境を整備するため、教員の業務をサポートする会計年度任用職員を配置した。</p> <p>【平成30年度配置数】 学校経営補佐：中学校1校 副校長補佐：小学校1校、中学校1校 スクール・サポート・スタッフ：小学校1校、中学校4校</p> <p>【令和元年度】 学校経営補佐：中学校1校 副校長補佐：小学校1校、中学校1校 スクール・サポート・スタッフ：小学校6校、中学校4校</p> <p>【令和2年度】 学校経営補佐：中学校1校 副校長補佐：小学校17校、中学校7校 スクール・サポート・スタッフ：小学校46校、中学校21校 部活動指導員：中学校3校</p> <p>(2) 教職員出退勤管理システム 【令和元年度】 ・教職員出退勤管理システムの導入に向けた検討を開始 【令和2年度】 ・教職員出退勤管理システムのプロポーザルを実施 ・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結</p>

今後の取組	<p>教員の業務をサポートする会計年度任用職員について、引き続き配置を拡大する。</p> <p>教職員出退勤管理システムについては、教職員の負担軽減のため、出勤簿管理や休暇等の申請などの事務手続きを引き続きシステムで行う。また、客観的に把握した教員の在校時間を活用することで、学校における教員の働き方改革を推進し、時間外在校等時間の適正化を図る。</p>
所管課	教育指導課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ICT機器を利活用した学習が進められるなか、教員の使いこなすための研修もいよいよ必須のものとなったと考える。オンライン研修も課題があるかと思うが実施してほしい。</li> <li>○ 教員は子どもと向き合う時間の確保を一番に考えてもらいたい。引き続き、非常勤職員の配置やスクール・サポート・スタッフの配置などを充実させてほしい。</li> <li>○ 教育現場のニーズに合わせた研修、若手・中堅教員等のキャリア応じた実践的な研修を充実させて、教員の資質・能力の向上をすすめてほしい。</li> </ul>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、オンライン研修を実施することが増えた。効果的な実施方法を検討し、質の向上を図る。</li> <li>○ スクール・サポート・スタッフは、令和3年度より全校に配置している。引き続き、副校長補佐や部活動指導員等の会計年度任用職員の配置の充実に取り組む。</li> <li>○ ねりまスキルアップ講座やICTに関する研修など、教育現場のニーズに合わせた研修を引き続き充実させていく。</li> </ul>

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育課題研修が幅広い分野に対して実施されたことは評価できる。引続き、教員の資質や指導力の向上に努めてほしい。また、環境教育に関する研修の実施を検討してほしい。</li> <li>○ コロナ禍でも教育課題研究指定校がオンラインなど工夫して、優れた教育の実践を推進していることは評価できる。</li> <li>○ 実地指導の充実のために、教育アドバイザーによる訪問回数を増やすよう検討してほしい。</li> <li>○ 細やかな準備期間もなく、タブレット端末を使ったリモート学習が進められたことは、全教員の大変な努力、研鑽があったと思うので、その能力を評価したい。今後は、対面授業との組み合わせ、効率的な対応等について検討してほしい。</li> <li>○ ICT機器活用能力向上に関する取組は評価できる。引続き、実践事例集の作成・共有を推進してほしい。</li> <li>○ 教員の業務をサポートする職員の配置等の取組は評価できる。今後は、職員を増員する上で質の向上も推進してほしい。</li> </ul>

重点施策	1-③ 学校の教育環境の整備	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。</li> <li>○ 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。</li> <li>○ 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。</li> <li>○ 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。</li> </ul>

主な取組	項目1 学校施設の整備（改修・改築）	
	目標	校舎等の耐震化により児童・生徒の安全を確保するとともに、よりよい学習環境を整備する。
	事業成果	<p>耐震補強工事では十分な耐震性能（Is値0.75以上）等を確保できない学校施設について、部分改築または全部改築により耐震化を進め、「練馬区立施設建築安全基本方針」に基づく仮設建築物の解消と合わせて校舎等の改築を進めた。</p> <p>また、「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき改築を進め、令和2年度には旭丘小学校・旭丘中学校の改築設計に着手した。</p> <p>【平成30年度】 工事4校（石神井小学校、下石神井小学校、大泉東小学校、大泉西中学校） 設計1校（関町北小学校）</p> <p>【令和元年度】 工事5校（石神井小学校、下石神井小学校、大泉東小学校、関町北小学校、大泉西中学校） 設計2校（上石神井北小学校、関町北小学校）</p> <p>【令和2年度】 工事4校（石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校） 設計2校（上石神井北小学校、旭丘小学校・旭丘中学校）</p>
	今後の取組	区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き校舎等の改修・改築を進めていく。
	所管課	学校施設課
	項目2 区立学校の適正規模・適正配置	
	目標	<p>今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等について検討を進める。</p> <p>また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して準備を進める。</p>
	事業成果	<p>令和元年度から保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、小中一貫教育校の開校に向けた検討を進めた。</p> <p>【平成30年度】 地域説明会 2回</p> <p>【令和元年度】 推進委員会 4回 地域説明会 1回</p> <p>【令和2年度】 推進委員会 2回</p> <p>練馬区公式ホームページにおいて検討状況等を報告（令和3年1月）</p>



主な取組	今後の取組	今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等について検討を継続する。 また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、引き続き小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、保護者や地域の意見を聞きながら準備を進める。
	所管課	教育施策課
	項目3 学級編制等のあり方の検討	
	目標	令和3年の法改正により、小学校35人学級の対象年齢が令和7年度に小学6年生まで段階的に拡大していく。国および都の規程に基づいた学級編制を確実に実施する。
	事業成果	令和3年度は小学2年生が35人学級となった。これまでも東京都の制度で2年生は35人で学級編制を行っていたため、法改正による影響はなかった。
	今後の取組	引き続き法改正を踏まえて、今後の児童・生徒数について推計を行う。その結果を関係各課に適時提供することにより、普通教室を計画的に確保していく。また、推計の精度を高めるため、推計方法を随時見直す。
所管課	学務課	

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、子どもたちの安全確保やよりよい学習環境を整備している。</li> <li>○ 全面改築された学校は、多様な意見を取り入れて教育環境の向上にふさわしい形で整えられている。</li> <li>○ 老朽化した校舎の改修、改築を待つ各学校についても順次応えてほしい。</li> <li>○ 今後のICT利活用推進の研修や教員のICT利活用研究の充実に期待する。</li> </ul>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き校舎等の改築を進めていく。また、施設の状況に応じて必要な改修を実施していく。</li> <li>○ 教員のICT利活用の推進のため、各校にICT活用推進リーダー（1名）を設置し、研修を実施している。また、各校におけるICT活用の好事例を収集し「（仮称）ICT実践事例集」の作成に向けて準備を進めている。</li> </ul>

点検・評価欄	評価	特記事項
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引続き、学校施設の耐震化を迅速に推進してほしい。また、災害対応マニュアルの定期的な見直しと、設備・備品の確認をしてほしい。</li> <li>○ 学校の屋上等の空きスペースを活用した太陽光発電設備の設置など工夫し、気候変動対策をはじめ、SDGsに関する取組を推進してほしい。</li> <li>○ 体育館の空調設備や屋外授業で使用するテントの用意等、先取りしている予防対策はよかった。</li> <li>○ 樹木の倒壊による被害を防止するために、全校に対して調査を実施した点は評価できる。</li> <li>○ 旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けた準備が整ってきている。区で初となる高齢者・障害児との総合施設として大いに期待する。</li> <li>○ 小学3年生から6年生までの35人学級編制の早期対応に努めてほしい。</li> <li>○ 通学路の安全等、ハード面は整備されている。ただ、指定の通学区割りを越えて、遠方から長い距離を徒歩で登下校している小学生低学年の子どもたちの安全性は気になるところである。</li> </ul>

## 2 家庭や地域と連携した教育の推進

重点施策	2-① 家庭教育への支援	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。</li> <li>○ 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。</li> </ul>

主な取組	項目1 家庭教育への支援	
	目標	児童・生徒および保護者等を対象に、家庭教育や子どもの健全育成、安全等に関する学習や話し合いの場や機会を充実する。
	事業成果	<p>子育てに関する保護者対象の講演会を開催した。</p> <p>【令和2年度 テーマ・開催日・参加人数】</p> <p>(1) 学校や勉強が苦手な子どもたちの進路選択 令和2年9月5日 20名</p> <p>(2) 子育て講習会（4回制） 令和2年10月17日、24日、31日、11月7日 延55名</p> <p>(3) 発達の特徴に合わせた、読み書きサポートのコツ 令和2年11月26日 26名</p> <p>(4) 不登校経験のある子どもの進路選択 令和2年12月5日 18名</p> <p>(5) 子育て講習会（3日制） 令和3年1月30日、2月13日、27日 延22名</p> <p>(6) 悩まないで子どもの不登校 令和3年2月4日 6名</p> <p>(7) 不登校経験のある子どもの進路選択 令和3年3月13日 16名</p> <p>令和2年度 合計7講座 12回 延べ163人 (令和元年度 合計14講座 22回 延べ625人)</p>
	今後の取組	今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。関係機関と連携した事業周知も引き続き取り組んでいく。
	所管課	教育施策課、学校教育支援センター
	項目2 関係機関との連携強化	
	目標	子どもに対する総合的かつ切れ目のない成長支援の施策を、効果的・効率的に展開するため、教育、福祉、保育、保健等を所管する関係機関の連携を強化する。
事業成果	スクールソーシャルワーク事業では、スクールソーシャルワーカーが学校の校内委員会、子ども家庭支援センターの地域ネットワーク会議、主任児童委員連絡会に定期的に参加し、連携を深めている。学校教育支援センターの教育相談室・適応指導教室、総合福祉事務所、保健相談所等とも必要に応じて連携し、児童・生徒の支援を行っている。	

主な取組	今後の取組	スクールソーシャルワーク事業にて全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童・生徒の早期発見、不登校の未然防止、初期対応を学校と連携して行っていく。また、今後もより一層の各関係機関との連携を図っていく。
	所管課	学校教育支援センター、練馬子ども家庭支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 孤立しがちな家庭との開かれた関係づくりについては、アウトリーチが重要である。スクールソーシャルワーカー、地域の育成委員、主任児童委員などとの連携は欠かせないとする。</li> <li>○ 不登校、いじめ、ネグレクト問題への早期発見、早期対応のために家庭とつなぐ役割をすくいとれる面の働きを関係者が形成していくことが望まれる。</li> <li>○ 子育てに関する講演会を開催し、家庭への情報提供の場を充実させている。</li> <li>○ 保護者対象の研修は必須であるとする。今後も取り組んでほしい。</li> </ul>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども家庭支援センター職員とスクールソーシャルワーカーの地区ごとの意見交換会を行い、意思疎通の強化、顔の見える関係作りに取り組んだ。</li> <li>○ 今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。</li> </ul>

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育てに関する講演会等に、より多くの保護者等に参加してもらえるよう、創意工夫をしてほしい。</li> <li>○ 多忙な保護者が子どもと向き合うための創意工夫ができるよう、家庭と学校との情報交換等の支援を推進してほしい。</li> <li>○ スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携し、児童・生徒を効果的に支援している点は評価できる。引続き、スクールソーシャルワーカーが力を発揮しやすい環境を作してほしい。</li> </ul>

2-② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	
重点施策	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。</li> <li>○ 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。</li> <li>○ 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。</li> </ul>

項目1 学校安全対策の推進																																								
目標	区内3警察署と連携しながら警察官OBの学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員派遣等の学校安全対策に取り組む他、講習会等啓発事業の開催を通じて保護者、教職員、子ども等の防犯意識の向上に努める。																																							
主な取組	<p>子どもに関する不審者情報を把握した際、学校防犯指導員が不審者の態様、行為、危険性を判断し、各小中学校等への防犯指導や学校防犯指導員による臨場警戒、民間警備員の派遣等を実施した。さらに重大な事態に至りそうなケースについては所管警察署に繋げた。</p> <p>また、保護者向け・教職員向け・子ども向けの講習会を実施し、防犯意識の啓発に努めた。</p> <p>民間警備員の派遣</p> <table border="0"> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>派遣日数</td> <td>135日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>派遣校数</td> <td>23校</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>派遣日数</td> <td>385日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>派遣校数</td> <td>62校</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>派遣日数</td> <td>282日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>派遣校数</td> <td>49校</td> </tr> </table> <p>子どもの見守り・安全講習会の実施（平成28年度～）</p> <table border="0"> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>参加者</td> <td>637名（5校）</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>参加者</td> <td>706名（5校）</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>参加者</td> <td>20名（1校）</td> </tr> </table> <p>通学区域防犯カメラの設置（平成26年度～）</p> <table border="0"> <tr> <td>【平成26年度】</td> <td>65台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【平成27年度】</td> <td>128台</td> <td>累計 193台</td> </tr> <tr> <td>【平成28年度】</td> <td>132台</td> <td>累計 325台</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>66台</td> <td>累計 391台</td> </tr> </table>	【平成30年度】	派遣日数	135日		派遣校数	23校	【令和元年度】	派遣日数	385日		派遣校数	62校	【令和2年度】	派遣日数	282日		派遣校数	49校	【平成30年度】	参加者	637名（5校）	【令和元年度】	参加者	706名（5校）	【令和2年度】	参加者	20名（1校）	【平成26年度】	65台		【平成27年度】	128台	累計 193台	【平成28年度】	132台	累計 325台	【令和元年度】	66台	累計 391台
【平成30年度】	派遣日数	135日																																						
	派遣校数	23校																																						
【令和元年度】	派遣日数	385日																																						
	派遣校数	62校																																						
【令和2年度】	派遣日数	282日																																						
	派遣校数	49校																																						
【平成30年度】	参加者	637名（5校）																																						
【令和元年度】	参加者	706名（5校）																																						
【令和2年度】	参加者	20名（1校）																																						
【平成26年度】	65台																																							
【平成27年度】	128台	累計 193台																																						
【平成28年度】	132台	累計 325台																																						
【令和元年度】	66台	累計 391台																																						
今後の取組	通学区域防犯カメラを安定的に運用するとともに、引き続き学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員の配置を行う。また、学校・保護者・地域・警察署等と合同で通学路等安全点検を実施し、通学区域内の危険箇所を把握のうえ、対策を立案・実施する。実技講習会等の啓発活動については、行動を通じて学ぶことができるメニューを検討、実施する。																																							
所管課	教育総務課																																							
項目2 地域を活用した教育活動の推進																																								
目標	各学校において、多様な教育活動を展開するため、様々な知識・経験・技能を有する地域の人材の活用を進める。																																							

主な取組	事業成果	<p>平成28年度から、地域人材の活用を進めるため、「学校・地域連携事業」を開始し、平成30年度より全校・園にて実施した。各校に地域の人材と学校のニーズを調整するコーディネーターを配置し、地域と学校の連携体制の強化を進めた。</p> <p>また、多くの学校で、学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒等を対象とした放課後等の学習支援「地域未来塾」を実施した。地域未来塾の実施にあたり、大学生や教員OB等の地域人材を活用した。</p> <p>さらに、教育活動への協力を希望する人材を登録して、学校に紹介する「学校サポーター登録制度」を運用をした。</p> <p>【平成30年度】          学校・地域連携推進校 102校・園（うち地域未来塾実施校 70校）          学校サポーター登録数 308名・11団体（平成30年度末時点）</p> <p>【令和元年度】          学校・地域連携推進校 101校・園（うち地域未来塾実施校 71校）          学校サポーター登録数 309名・13団体（令和元年度末時点）</p> <p>【令和2年度】          学校・地域連携推進校 101校・園（うち地域未来塾実施校 75校）          学校サポーター登録数 352名・10団体（令和2年度末時点）</p>
	今後の取組	引き続き全小中学校・幼稚園を学校・地域連携推進校に指定し、地域の人材の活用を進めていく。学校サポーターの登録者数の拡大に取り組みながら、地域未来塾の学習支援員の確保につなげ、学校での活用を促進していく。
	所管課	教育指導課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの見守り、安全面については、児童・教員はもちろん保護者も関わるべきである。講習会を今後も実施していただきたい。</li> <li>○ 部活動支援では、教員経験のある部活動指導員を任用し、教員の負担を軽減できるよう引き続き増員してほしい。</li> <li>○ 家庭の力を活かし学校との協働を図るために、各家庭が、主体的に生活習慣や家庭学習を計画、実施、評価できるような取組を推進してほしい。</li> </ul>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの見守り・安全講習会については、各校PTAにも参加を積極的に働きかけていく。</li> <li>○ 教員の負担を軽減できるよう、引き続き部活動指導員の増員に取り組む。</li> <li>○ 子どものよりよい生活習慣や家庭学習の定着に向けて、各学校が保護者会や学校だより等をとおして家庭と連携できるよう、働きかけていく。</li> </ul>

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校、保護者、地域、警察署と合同で行う通学路安全点検を全校で実施し、子どもたちの事故を未然に防いでほしい。</li> <li>○ 学校周辺の防犯は地域の協力が不可欠であると考え。より多くの地域の方に安全講習会に参加してもらえよう周知してほしい。</li> <li>○ 地域社会の子ども世代を守り、向き合おうとする大人たちの誠意と熱意を感じる。学校も地域に潜在する多くの力を引き出すために、地域との好ましい関係づくりに励んでほしい。</li> <li>○ 防犯指導、民間警備員の配置、通学路の安全点検、実技講習会等を継続的に実施して、学校安全対策を今後も推進してほしい。</li> <li>○ 地域人材を活用して「学校・地域連携事業」を推進し、地域未来塾や学校サポーター登録制度を充実させている点は評価できる。</li> </ul>

### 3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

3-① いじめ・不登校などへの対応	
重点 施策	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。</li> <li>○ 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。</li> <li>○ 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室を充実するとともにICT機器の活用を図ります。</li> <li>○ 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組めます。</li> </ul>

項目1 いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進	
目標	<p>いじめ・不登校等に対して各校での組織的な体制の充実を図っていく。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等の校内相談体制と、教育相談室、スクールソーシャルワーク事業などの校外相談体制を一層充実させるとともに、学校、教育相談室、適応指導教室、子ども家庭支援センター、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所など関係機関の連携を一層深めていく。</p>
主な 取組	<p>(1) 教育相談の実施 教育相談室4室に一般教育相談員と心理教育相談員を配置し、子どもと保護者の相談を受けている。 教育相談来室件数 【平成30年度】2,133件 【令和元年度】2,374件 【令和2年度】2,624件</p> <p>(2) 関係機関の連携 スクールカウンセラー、心のふれあい相談員を全小中学校に配置し、きめ細かい心のケアを行い、悩みを抱える児童・生徒の学校生活を支えている。小・中学校の依頼に基づき、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して支援を行っている。 スクールソーシャルワーカーの支援者数 【平成30年度】小学生245人 中学生221人 【令和元年度】小学生282人 中学生255人 【令和2年度】小学生286人 中学生294人</p> <p>(3) 研修会等の実施 全校の教員を対象にしたいじめ防止に関する研修会を実施し、各校における組織的にいじめに取り組む体制の充実を図った。 各校でのいじめに関する校内研修の充実を図るために「いじめ防止研修資料」を作成し、全校の教職員に配付した。 不登校対応に関しては、不登校児童・生徒への支援方針を明確にし、対応のポイントを明示した不登校パンフレットを作成し、学校に周知した。</p>
事業 成果	

主な取組	今後の取組	<p>引き続き、校内相談体制と校外相談体制を強化し、関連機関の連携を深め、早期対応・早期解決を進めていく。</p> <p>平成30年度に開始したスクールソーシャルワーカーによる定期的な学校訪問により、学校関係者と緊密に連携を取り、不登校などで困っている児童・生徒を把握し、早期発見・早期対応につなげている。今後も適切な支援を行えるよう各関係機関とより一層連携を図っていく。</p> <p>「いじめ防止研修資料」を確実に校内研修で取り扱うよう周知し、いじめの確実な認知など、各校における組織的ないじめ問題への対応を充実させていく。</p> <p>不登校対応研修において、各校の不登校対応の好事例を収集し、協議会等を通して、区内学校への還元を図る。また、中学校の不登校加配教員設置校を中心に、別室対応を推進している学校の取組を取りまとめて区内学校に伝達し、区内別室対応の強化を図る。</p>
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター
	項目2 専門的人材を活用したいじめ問題の解決	
	目標	生徒・児童および園児の健やかな成長および発達と、これらに寄与する学校運営の安定に資するため、スクールロイヤーによる相談・支援システムを運用することによって、学校におけるトラブルを防止するとともに法的な知見に基づいて適切かつ迅速に問題の解決を図る。
	事業成果	令和3年度からのスクールロイヤー制度導入に向け、業務委託内容の検討を行った。
	今後の取組	<p>練馬区におけるスクールロイヤー制度の確立のため、制度の効果検証や関係部署との連携体制の検討・強化を行う。</p> <p>また、学校におけるトラブル防止および初期対応能力の向上のため、管理職研修を実施する。</p>
	所管課	教育指導課
	項目3 不登校児童・生徒への学習機会の充実	
	目標	不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた対応の更なる充実を図る。
	事業成果	<p>不登校児童・生徒の社会的自立と学校復帰を支援するため、適応指導教室（小学生対象:フリーマインド・中学生対象:トライ）を運営している。在籍する児童・生徒への、学習面の支援と学校への復帰の支援および将来的な自立に向けた支援を継続して行っている。</p> <p>登録者数  【平成30年度】フリーマインド103人 トライ247人  【令和元年度】フリーマインド129人 トライ295人  【令和2年度】フリーマインド119人 トライ262人</p> <p>令和3年3月より上石神井において、適応指導教室を委託により開始した。</p> <p>平成30年度から、光が丘第一分室で集団での学習支援が困難な不登校児童・生徒の個別学習支援等を委託実施している。また、令和元年度から対象を18歳まで拡大した。</p> <p>登録者数  【令和元年度】21人（小学生11人 中学生10人）  20人（15歳～18歳）</p>

主な取組	事業成果	<p>【令和2年度】17人（小学生9人 中学生8人） 23人（15歳～18歳）</p> <p>平成27年度から不登校の児童・生徒に対して、自立した生活を送れるようにするため、居場所を設けている。生活習慣、学習習慣の形成や社会性を育成するための支援を行っている。（居場所支援事業）</p> <p>登録者数 【平成30年度】18人（小学生13人 中学生5人） 【令和元年度】18人（小学生11人 中学生7人） 【令和2年度】20人（小学生9人 中学生11人）</p> <p>令和3年3月より上石神井において、居場所事業を委託により、開始した。</p>
	今後の取組	<p>令和3年3月、上石神井において、適応指導教室・居場所支援事業を委託により開始。現在、民間施設の借上げにより行っているが、令和5年以降、公共施設の跡施設に移転を検討。</p> <p>全区立小中学校の児童・生徒に配備されたタブレットパソコンの内、中学生には学習支援アプリが導入されていないため、不登校生徒の学習支援の充実を目的として、学習支援アプリを導入し、適応指導教室および中学校で活用する。</p>
	所管課	学校教育支援センター
	項目4 不登校実態調査の実施	
	目標	令和3年度および4年度にかけて不登校の実態を把握する調査を実施し、これまでの取組の検証と今後取り組むべき施策を明らかにする。
	事業成果	<p>令和3年度予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校生徒追跡調査の実施</li> <li>・支援が必要な高校生年代へのアンケート等調査の実施</li> <li>・ふれあい月間における長期欠席児童・生徒調査の実施</li> <li>・学校状況調査の実施</li> </ul>
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度調査の分析・まとめ</li> <li>・民間の不登校児童・生徒支援事業に関する調査の実施</li> <li>・ふれあい月間における長期欠席児童・生徒調査の実施</li> <li>・学校状況調査の実施</li> </ul>
所管課	教育指導課、学校教育支援センター	



<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめ、不登校などについて、相談体制、学習支援などが整えられていることは評価できる。</li> <li>○ いじめ対応アプリの導入も時機を得ている。</li> <li>○ 不登校対策のため、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、居場所支援事業等、効果的な施策を拡充していることは評価できる。</li> <li>○ スクールソーシャルワーカーの定期訪問を区立全小中学校で実施していることを評価する。</li> <li>○ 学習支援の場への交通手段が困難なケースへの対応が望まれる。</li> <li>○ 適応指導教室の増設も早期に取り組んでほしい。</li> <li>○ いじめや虐待の防止、早期対応のため、専門家やスクールカウンセラー等との連携、スクールロイヤー制度の整備を推進してほしい。</li> <li>○ スクールソーシャルワーカーによる不登校児童・生徒の支援の必要性がうかがわれる。今後も福祉事務所や子ども家庭支援センター等の関係機関との連携を強化し、スクールソーシャルワーカー事業を充実させて、子どもたちの不登校や虐待の未然防止、早期解決に努めてほしい。</li> </ul>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年3月、上石神井において、適応指導教室・居場所支援事業を委託により開始した。</li> <li>○ 令和3年6月に、第二東京弁護士会と委託契約を締結し、スクールロイヤー制度を導入した。より効果的に制度を運用するため、スクールロイヤーと教育委員会とで定期的に情報連絡会を実施する。</li> <li>○ 情報連絡会の中で、スクールカウンセラー等と意見交換を行うことで、スクールロイヤーと専門家との連携強化を図る。</li> <li>○ 子ども家庭支援センター職員とスクールソーシャルワーカーの地区ごとの意見交換会を行い、意思疎通の強化、顔の見える関係作りに取り組んだ。</li> </ul>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども家庭支援センター職員とスクールソーシャルワーカーが地区ごとに意見交換会を行い、関係を構築することで、児童・生徒へのより良い支援に結びつくと思う。</li> <li>○ 関係機関の連携、スクールロイヤー等の専門人材の活用を推進して、いじめの未然防止や早期解決のため、引き続き努めてほしい。</li> <li>○ 不登校対策のために多角的に取り組んでいることは評価できる。一方で、不登校児童・生徒は増加傾向にあるため、今後も、校内フリースクールの設置等、子どもたちのニーズに応えた効果的な取組を推進してほしい。</li> <li>○ 新たに上石神井に適応指導教室および居場所支援事業が開始したことで、利便性が向上した。今後は、少しでも多くの不登校児童・生徒の居場所になることを期待する。</li> <li>○ 不登校問題は根本的な解決法が定まらないため、学校現場で児童・生徒と接する教員には負担がかかっている。今後は、不登校生徒追跡調査等の結果を踏まえて相応しい企画を立ててほしい。</li> <li>○ 不登校の要因として、「無気力・不安」が多い。その気持ちを上回るような「登校を楽しみにできる学校」を目指してほしい。</li> </ul>

重点施策	3-② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習支援を行います。</li> <li>○ 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。</li> </ul>

項目1 一人ひとりに応じた生活支援・学習支援の実施		
主な取組	目標	支援が必要な子どもの個に応じた学習支援・生活支援を行い、教育の機会均等を図る。
	事業成果	<p>(1) 学習支援            経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に、基礎的学力および学習習慣の定着を図るための学習支援事業「中3勉強会」を、福祉部と連携して行っている。  <b>【平成30年度】</b>            実施会場7か所、利用者248人、修了者228人、うち進路決定者228人  <b>【令和元年度】</b>            実施会場7か所、利用者279人、修了者259人、うち進路決定者259人  <b>【令和2年度】</b>            実施会場7か所、利用者221人、修了者212人、うち進路決定者212人</p> <p>(2) 経済的支援            就学援助制度として、経済的に困窮している区立、国公立小中学生の児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を支給している。  <b>【平成30年度】</b>            小学校 要保護者 476人 (1.44%)      準要保護者 4,633人 (14.01%)            中学校 要保護者 309人 (2.35%)      準要保護者 2,622人 (19.95%)  <b>【令和元年度】</b>            小学校 要保護者 438人 (1.32%)      準要保護者 4,228人 (12.71%)            中学校 要保護者 292人 (2.23%)      準要保護者 2,482人 (18.98%)            小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 279人  <b>【令和2年度】</b>            小学校 要保護者 379人 (1.13%)      準要保護者 4,096人 (12.24%)            中学校 要保護者 281人 (2.13%)      準要保護者 2,398人 (18.17%)            小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 323人            ※ ( ) 内は全児童・生徒数に対する割合</p>
	今後の取組	<p>令和元年度から週2回の学習支援を行っている。引き続き利用者の要望に応じた対応を行う。より効果的な事業となるよう、利用者の意見を踏まえ充実を図る。</p> <p>就学援助制度については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、支給対象月の拡充、周知回数を増を行っている。引き続き、支援が必要な人に対し、適切に周知を行っていく。</p>
	所管課	学務課、学校教育支援センター

項目2 外国人児童・生徒とその家庭への支援	
目標	外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実する。
主な取組	<p>事業成果</p> <p>(1) 入学意思等の確認          新小学1年生と新中学1年生に対し、区立学校への入学意思を確認する通知を送付した。また、在学年の学齢で就学先不明の場合は就学先を確認する通知を送付した（延べ人数）。</p> <p>【平成30年度】入学確認通知 新小学1年生126名 新中学1年生48名          就学先確認通知 73名</p> <p>【令和元年度】入学確認通知 新小学1年生129名 新中学1年生57名          就学先確認通知 40名</p> <p>【令和2年度】入学確認通知 新小学1年生124名 新中学1年生67名          就学先確認通知 40名</p> <p>(2) 日本語指導の実施          外国人児童・生徒が日本語を習得し、授業を受けることができるよう、日本語指導を行った。</p> <p>【日本語指導を受けた児童・生徒】</p> <p>平成30年度 小学校31校 61名 中学校17校 33名 計48校 94名          令和元年度 小学校29校 58名 中学校17校 31名 計46校 89名          令和2年度 小学校43校 95名 中学校18校 26名 計61校 121名</p> <p>※関連事業 こども日本語教室（地域文化部地域振興課事業推進係）</p>
	今後の取組
所管課	学務課、教育指導課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひとり親家庭、外国籍の家庭、病弱な保護者の家庭の子どもたちが、増えているという。ヤングケアラーの存在も見逃せない。</li> <li>○ 学校現場での支援は限られているので、福祉的な社会支援が届けられるように、福祉部との連携を密にしてほしい。</li> <li>○ 「中3勉強会」の修了者が全員進路決定し、また9割の利用者が満足しているということを評価する。今後も取り組んでほしい。</li> <li>○ 生活困窮世帯への支援のため、就学援助や学習支援事業等の有意義な事業を推進している。引き続き、家庭や子どもたちのニーズに応じた取組を拡充してほしい。</li> </ul>
-----------------------------	--

<p>昨年度の主な取り組み、意見を取り組む方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「中3勉強会」利用生徒および保護者にアンケートを実施した。利用者の全てが高校に進学し、そのほとんどが、入学後休まずに高校に通っていると回答している。また、中3勉強会に参加したことで、「勉強する習慣ができた」、「苦手科目が減り、前よりできるようになった」、「受験（受検）に役に立った」とのご意見をいただいた。引き続き、生徒一人ひとりに適した丁寧な学習支援を行い、学習意欲を引き起こし、全員が進路を決定できるよう、福祉部と連携しながら実施していく。</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、支給対象月の拡充、周知回数増を行っている。引き続き、支援が必要な人に対し、適切に周知を行っていく。</li> </ul>
------------------------------	---

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭環境に関わらず、教育の機会均等を図るために、学習支援事業および就学援助制度を推進してほしい。特に、ヤングケアラーの実態を掌握し、対応してほしい。</li> <li>○ 福祉や保健等の関係機関とのつながりを強化し、要支援家庭の把握に努めてほしい。</li> <li>○ 親の事情により十分な食が与えられない子どもたちがいる。恒常的に困窮する子どもたちを支援するために、配食等の方法が考えられる。</li> <li>○ 外国人児童・生徒のための日本語指導や学校案内の多言語化は必要な視点である。今後も、外国人児童・生徒が教育を適切に受けられる取組を推進してほしい。</li> </ul>

3-③ 障害のある子どもたちなどへの支援	
重点施策	概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取り組みを充実します。</li> <li>○ ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。</li> <li>○ 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。</li> </ul>

主な取組	項目1 障害理解への取組の充実	
	目標	知的障害学級と通常の学級間で行われる学習だけでなく、都立特別支援学校と区立小中学校間の副籍交流の充実を図る。また、教員の専門性の向上と保護者に対する障害理解の啓発に努める。
	事業成果	<p>(1) 副籍交流の実施 知的障害学級と通常の学級間での交流や副籍交流においては、新型コロナウイルス感染症対策のために、交流内容に一部制約が生じた。しかしながら、知的障害学級と通常の学級間においては、学校行事や休み時間等での交流を行った。また、副籍交流においては、Zoomを使用してオンラインで交流したり、クイズ形式でお便り交換を行うなど、それぞれ工夫しながら交流の充実を図ることができた。 さらに、副籍事例集を作成し、区ホームページの掲載や学校への周知を行うことによって、児童・生徒や保護者に対して、副籍交流制度の理解向上を図った。</p> <p>(2) 研修会の実施 【平成30年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間3回実施 特別支援教育研修会を年間1回実施。 【令和元年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間3回実施 特別支援教育研修会を年間1回実施。 【令和2年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間1回実施 ※新型コロナウイルス感染症の影響で年間2回の実施を予定していたが第1回を中止とした。 特別支援教育研修会を年間1回実施。</p>
	今後の取組	引き続き、ICT機器を活用する等交流学习、副籍交流および特別支援教育に関する研修を充実させ、障害理解を推進していく。
	所管課	学務課、教育指導課
	項目2 ICTを活用した学習支援の推進	
	目標	ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を推進する。
事業成果	<p>教室のICT環境の整備とあわせ、子どもたちに一人一台、タブレット端末の配備を完了した。 【令和2年度】 区立小中学校の特別支援教室等に教室ICT機器を配備した。 区立小中学校の全ての児童生徒へ、一人一台タブレット端末を配備した。</p>	

今後の取組	ICTを活用した指導方法について、教員の専門性向上を図る。
所管課	教育施策課、教育指導課
項目3 医療的ケア児支援体制の充実	
目標	「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」に基づき、児童・生徒等の状況に合わせた医療的ケア支援を実施する。
主な取組 事業成果	<p>平成29年度に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し、たんの吸引や経管栄養、導尿の医療的ケアを必要とする子どもが安心して学校等に通えるよう、区では国に先行して医療的ケア児への支援充実を図った。</p> <p>令和2年度からは血糖値測定やインスリン注射を必要とする医療的ケア児への処置をモデル事業として実施している。</p> <p><b>【医療的ケアが必要な児童の受入実績】</b></p> <p>平成30年度 小学校4校、学童クラブ1館、保育園3園 合計8名  令和元年度 小学校6校、学童クラブ3館、保育園1園 合計10名  令和2年度 小学校10校、学童クラブ4館、保育園4園 合計18名</p>
今後の取組	令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことを踏まえ、令和4年度末の新支援方針策定を目指し、検討を開始するとともに、訪問看護ステーションとの協働による練馬区ならではの支援体制を確立する。
所管課	学務課、子育て支援課、保育課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 副籍交流に関する事例集の作成を検討してほしい。</li> <li>○ インスリン注射対応の実施を含めて医療的ケア対応を拡充してほしい。</li> <li>○ 障害の有無に関わらず子どもは地域の一員であるという相互理解の促進を図ってほしい。</li> <li>○ 全小中学校に特別支援教室を開設して、効果的な特別支援教育を推進していることは評価できる。今後も、特別な支援教育の環境整備や教員の専門性の向上を推進してほしい。</li> <li>○ 特別支援教室教員の外部の専門家による指導に努めてほしい。</li> </ul>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 副籍交流に関する事例集を作成し、区ホームページへの掲載・学校への周知を行った。</li> <li>○ インスリン注射対応は「血糖値測定等」として令和2年度から試行的に医療的ケアを開始している。今後は本格実施に向けて当方針に追加する予定である。</li> <li>○ 引き続き、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を通じて、互いを尊重し合う態度の育成に努める。</li> <li>○ 外部講師を招き、特別支援教室の巡回指導教員を対象とした研修を引き続き実施し、教員の専門性向上を図る。</li> </ul>

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コロナ禍で制約がある中でも、Zoomを使用したオンラインでの交流を図ったり、副籍交流を積極的に行っていることが伺えた。今後は保護者も交流できるように周知する機会を増やしてほしい。</li> <li>○ 障害理解のために副籍交流や研修会の実施、ICTを活用した学習支援、医療的ケア児支援体制の充実等、効果的な取組が行われている。</li> <li>○ 就学相談の改善、校内外の支援体制の整備、教員の専門性の向上等、効果的な取組を引き続き推進し、特別支援教育の一層の充実を図ってほしい。</li> <li>○ ICT環境が整備され、タブレットを利用した学習が可能となった。今後はアプリ等の教材を的確に用意してほしい。</li> <li>○ 国に先行して医療的ケア児への受入れ児童数が毎年増えていることは評価できる。引続き拡大してほしい。</li> <li>○ 障害のある子どもを持つ保護者の困りごとを聞く機会を増やしてほしい。</li> </ul>

○子育て分野

1 子どもと子育て家庭の支援の充実

重点施策	1-① 相談支援体制の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育てのひろばに加え、外遊びの場「おひさまびよびよ」などに相談員を配置し、乳幼児親子の身近な相談場所を拡充します。</li> <li>○ 自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能と情報発信の取組を充実します。</li> </ul>

主な取組	項目1 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充	
	目標	乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる環境を整備する。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公園で自然と触れ合いながら楽しめる外遊び型子育てのひろば「おひさまびよびよ」に育児の孤立化や虐待の防止を目的として令和元年度から相談員を配置している。 おひさまびよびよ利用実績 【令和元年度】 22,504人 配置場所 7か所 【令和2年度】 21,670人 7か所</li> <li>○ 児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば（にこにこ）に相談員を配置した。 【令和元年度】 検討 【令和2年度】 2か所配置</li> </ul>
	今後の取組	引き続き「おひさまびよびよ」および「にこにこ」に相談員を配置するなど、相談場所の拡充を図っていく。
	所管課	子育て支援課、練馬子ども家庭支援センター
	項目2 オンラインによる相談と情報発信の充実	
	目標	自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能や情報発信を充実させ、育児の孤立化を防ぐ。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年5月より、子ども家庭支援センターにおいてweb会議システムを活用したオンラインひろばを開始した。 【令和2年度】 109回実施 延べ1,096人参加</li> <li>○ 令和2年9月より、Web会議システムを活用した練馬こどもカフェ「オンライン版」を開催した。 【令和2年度】 全8回開催 親子延べ20組参加</li> </ul>
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続きオンラインひろばを実施し、多胎児家庭交流会や保健相談所とのコラボ講座など内容を充実する。</li> <li>○ 引き続き練馬こどもカフェ「オンライン版」を実施し、在宅子育て世帯に相談や交流の機会を提供する。</li> </ul>
	所管課	こども施策企画課、練馬子ども家庭支援センター



<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「おひさまびよびよ」が子育て中の家族に期待され支持されていること、個別相談がオンラインによる実施も可能となったことなど評価できる。</li> <li>○ 子育てに関する疑問を気軽に相談できる「練馬こどもカフェ」が、オンラインによる実施も可能となったことは評価できる。</li> </ul>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区内7か所で実施している「おひさまびよびよ」に相談員を配置しており、今後「おひさまびよびよ」増設に合わせ、相談員を配置していく。</li> <li>○ コロナ禍において外出を控えている親子が、自宅に居ても気軽に相談や保護者同士の交流ができるよう、引き続きオンラインによる子育てのひろばや練馬こどもカフェを実施していく。</li> </ul>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 育児の孤立化や虐待の防止を目的として、「おひさまびよびよ」や「にこにこ」の実施および相談員の配置を着実にやっている。引き続き、相談員を拡充してほしい。</li> <li>○ オンラインひろばや練馬こどもカフェ「オンライン版」を実施して、自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるように工夫していることは評価できる。今後も拡充してほしい。</li> <li>○ ネットでのオンライン相談、家族もお馴染みのカフェでの親子の交流や子育て相談等、それぞれの選択でつながる工夫はよい。</li> </ul>

重点施策	1-② 新しい児童相談体制の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「練馬区虐待対応拠点」を活用して、区の地域に根差したきめ細かい支援と、都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせ、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現します。</li> <li>○ 地域のきめ細かな支援として、親子支援や継続的な関わりが必要な子どもへのサポートを進めるとともに、妊娠期からの切れ目のないサポートとして、保健相談所との一体的支援を強化します。</li> </ul>

主な取組	項目1 都との連携強化												
	目標	区子ども家庭支援センターによるきめ細やかな支援と、都児童相談センターによる広域的・専門的な支援との連携を強化することで、迅速かつ一貫した児童相談体制をさらに充実させる。											
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年7月、区子ども家庭支援センター内に都と共同で「練馬区虐待対応拠点」を設置した。これにより都区の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな合同訪問や一時保護、家庭復帰後の親子支援につながるなどの成果が上がった。</li> <li>○ 練馬区虐待対応拠点における都区連携実績 【令和2年度】236件（令和2年7月から令和3年3月まで）</li> <li>○ 平成29年6月に都と締結した児童相談体制強化についての協定に基づき区の管理職（通年1人、月2回1人）および一般職員（通年福祉・心理職各1人）の都児童相談センターへの派遣を実施した。</li> <li>○ 令和元年10月から都との協議を踏まえて、都児童相談センターから送致された事案対応を行った。 都児童相談センターからの事案送致数の推移 【令和元年度】94件※令和元年10月から令和2年3月まで 【令和2年度】232件</li> </ul>											
	今後の取組	練馬区虐待対応拠点をさらに活用し、令和3年度から虐待通告を受けた時点で都区共通のチェックリストを用いて初期対応機関の振り分けを行うことで、迅速に都区それぞれの強みを活かした支援につなげる。											
	所管課	練馬子ども家庭支援センター											
	項目2 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実												
目標	職員の増員や係の新設、事業の充実など、区子ども家庭支援センターによる支援体制を充実させることで、増加する相談に対してきめ細やかな対応をする。												
事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前年度に引き続き、令和2年度も相談員を6名増員し、児童虐待案件だけでなく、増加する子育ての悩みや養育不安等の相談にも丁寧な対応を行った。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>児童相談件数</th> <th>職員数（うち相談員）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>6,402件</td> <td>46人（31人）</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>6,589件</td> <td>53人（34人）</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>7,518件</td> <td>61人（39人）</td> </tr> </tbody> </table>		児童相談件数	職員数（うち相談員）	【平成30年度】	6,402件	46人（31人）	【令和元年度】	6,589件	53人（34人）	【令和2年度】	7,518件	61人（39人）
	児童相談件数	職員数（うち相談員）											
【平成30年度】	6,402件	46人（31人）											
【令和元年度】	6,589件	53人（34人）											
【令和2年度】	7,518件	61人（39人）											

主な取組	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スーパーバイザーとして、医師や学識経験者に加えて、令和元年度から弁護士と児童相談所OB(児童福祉司)による助言指導を実施した。</li> <li>○施設でのショートステイ事業に加えて、登録家庭による「家庭型子どもショートステイ事業」を令和3年1月から実施した(登録家庭:8家庭)。</li> <li>○児童相談業務における、対面による新型コロナウイルス感染の懸念の解消策として、ビデオ通話システムを活用することで、直接会わずに保護者との面談や児童の安否確認ができる環境を整備した。</li> </ul>
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 面前DV等の虐待における初期対応を担当する係の新設により迅速な初動対応を図るとともに、養育不安を抱えるなど継続的な関わりを必要とするケースへの支援に相談担当が注力できる体制を構築する。</li> <li>○ 増加する児童相談や虐待通告への丁寧な対応を図るため、福祉や保健師等の専門職員の充実を図る。親権等法的判断を含む相談や児童相談所からの事案送致への対応にあたっては、スーパーバイザーからの助言等が有効であるため、引き続きスーパーバイザーを配置する。</li> <li>○ 児童相談業務は訪問等による対面を原則とするが、コロナ禍に応じた取り組みとして、引き続きビデオ通話システムを活用する。</li> </ul>
	所管課	練馬子ども家庭支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見(教育委員・有識者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ すすくアドバイザーの配置や、都児童相談センターとの連携等の効果的な相談体制をすすめていると評価する。今後も、子育ての相談体制の整備や練馬区虐待対応拠点の活用を推進して、子育て家庭のニーズに応じた助言や対応、情報提供を強化してほしい。</li> <li>○ 練馬区虐待対応拠点として、都区で専門職を含めた職員による協議が、速やかに進められる体制が整ったことは評価する。</li> <li>○ スーパーバイザーに弁護士2名と児相OBが加わったことに期待する。</li> <li>○ スタッフが訪問巡回を図っていることも虐待防止のために成果を期待できると考える。</li> <li>○ 要支援家庭のショートステイ事業を生後2ヶ月からとしたことは、産後うつともいわれる時期に大変有効である。引き続き支援に取り組んでほしい。</li> <li>○ 要保護児童対策地域協議会の構成関係機関に都立高校が参画できるよう継続して進めてほしい。</li> </ul>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 練馬区虐待対応拠点の設置によって都区の専門職員による日常的な情報共有が可能となり、迅速な一時保護につなげる等、都区連携は確実に成果を上げている。</li> <li>○ スーパーバイザーの助言・指導により体制強化が図られている。</li> <li>○ 今後も都からの事案送致数の増加が予測される等、増加する児童相談に対応するため、区子ども家庭支援センターの体制強化と都児童相談センターとの連携をさらに深める。</li> <li>○ 令和2年度に要綱を改正し、都立高校も構成員として要保護児童対策地域協議会に加わった。要保護児童対策地域協議会の構成員については、適切な支援を図るために必要な情報交換や支援内容の協議ができるよう、必要な機関に参加いただくよう今後も検討していく。</li> </ul>

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「練馬区虐待対応拠点」を設置して、都区の日常的な情報共有、虐待発生時の合同訪問、一時保護、家庭復帰後の親子支援等、成果を上げていることは評価できる。親子支援の更なる強化に努めてほしい。</li> <li>○ 区独自の虐待対応拠点については良い取組だと思う。今後も一人でも多くの家庭・子どもが救われるように努力してほしい。</li> <li>○ 相談件数の増加に伴い、相談員の増加も図っていることは評価できる。スーパーバイザーからの助言は、相談者や職員にとって心強いものである。引き続き、スーパーバイザーと協働した取組を期待する。</li> <li>○ 子ども家庭支援センターでの相談数の増加実績をみても、確実に対応していることがわかる。コロナ禍のなかで家庭内の混乱、生活不安から起きるDVや虐待等の通報が届きやすくなっているか、ショートステイの対象を生後2ヶ月からとしていることは、それほどセンターの働きが必要とされているということだろう。</li> </ul>

重点 施策	1-③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」を区内5か所の子ども家庭支援センターで実施し、身近なところで相談できるようにします。</li> <li>○ 障害のある子どもが安心して保育サービスを利用できるよう、障害などの特性に合わせたきめ細かな支援を充実します。</li> <li>○ ひとり親家庭などに対して、子育てに必要な支援に努めます。</li> </ul>

主な 取組	項目1 発達の不安や障害のある親子支援の充実	
	目標	子どもの発達に不安のある親子が自由に遊べる場「のびのびひろば」を提供し、親同士の情報交換や交流を図り、児童虐待の予防につなげる。
	事業 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年4月より5か所の子ども家庭支援センターで、発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業「のびのびひろば」を開始。令和元年度に実施回数を月2回（1施設のみ月1～2回）に拡大した。 【平成30年度】5施設月1回実施 【令和元年度】4施設月2回実施、1施設月1～2回実施 【令和2年度】4施設月2回実施、1施設月1～2回実施</li> <li>○ 令和2年度よりファミリーサポート事業の軽度障害児受入を開始した。</li> </ul>
	今後の 取組	引き続き、関係機関と連携のうえ発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業を実施するとともに、実施回数の増について検討する。また、障害児を養育する家庭を支援するため、ファミリーサポート事業における軽度障害児の受入れを継続する。
	所管課	練馬子ども家庭支援センター
	項目2 障害児保育の充実	
	目標	障害児に対する専門的知識・技術・具体的支援方法等について、保育所の職員が学ぶ機会を設け障害児保育のサービス向上を図る。
	事業 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区立保育所において、専門の指導員による巡回指導を実施した。 【平成30年度】巡回指導回数 178回 【令和元年度】巡回指導回数 174回 【令和2年度】巡回指導回数 118回</li> <li>○ 区内保育施設職員向けに障害児保育研修を実施した。 【平成30年度】10件 受講者数490名 【令和元年度】10件 受講者数668名 【令和2年度】3件 受講者数191名</li> </ul>
	今後の 取組	令和3年度からは区立保育所に加え、私立保育所でも障害児保育巡回指導を実施し、障害児の受け入れの促進および障害児保育のサービス向上を図る。
	所管課	保育課

項目3 ひとり親家庭等への支援	
目標	ひとり親家庭に児童扶養手当、児童育成手当を支給し、また医療費の一部を助成することで、児童の福祉の増進を図る。
主な取組 事業成果	<p>【平成30年度末現在】</p> 支給対象児童数 児童扶養手当 5,561人 児童育成手当 7,370人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 3,328世帯 4,783人 <p>【令和元年度末現在】</p> 支給対象児童数 児童扶養手当 5,318人 児童育成手当 7,082人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 3,194世帯 4,566人 <p>【令和2年度末現在】</p> 支給対象児童数 児童扶養手当 5,055人 児童育成手当 6,840人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 3,087世帯 4,408人
今後の取組	生活福祉課ひとり親家庭支援係による相談支援と連携しながら、各手当の支給および医療費の助成を適切に行うことにより、児童の福祉の増進に努めていく。
所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害のある子どもへの支援や児童虐待の予防、要支援家庭の早期発見の支援の体制を強化してほしい。</li> <li>○ 軽度障害児の受入れを開始したファミリーサポートは、多様なニーズに応じていると評価する。</li> </ul>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、関係機関と連携のうえ子どもの発達に不安のある親子を対象とした「のびのびひろば」を実施し、児童虐待の予防に取り組む。</li> <li>○ 生活福祉課ひとり親家庭支援係との連携を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親家庭への支援について周知を強化して取り組んでいく。</li> <li>○ 巡回指導を通じて、障害のある子どもたちが健康かつ安定的に園生活を送れるように支援する。</li> <li>○ 軽度障害児の受入れを行うため、ファミリーサポートの援助会員に対し引き続き研修を実施していく。</li> </ul>

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達の不安や障害のある親子支援、障害児保育、ひとり親家庭等、支援が必要な子どもたちと家庭への取組を、継続的に充実させている。引続き、保護者が身近に相談できる場所の提供等に取り組んでほしい。</li> <li>○ ファミリーサポート事業に軽度障害児受入れを開始したことで、保護者の負担の軽減につながっていると考えられる。今後の成果を期待する。</li> <li>○ 支援すべき子どもたちやその家族との信頼関係の構築に努めてほしい。また、ひとり親家庭以外でも、家族の疾病等による経済的困窮も考えられるため、多面的な支援を検討してほしい。</li> <li>○ ニーズの掌握と要支援家庭を見逃すことがないように、体制を強化してほしい。</li> </ul>

## 2 子どもの教育・保育の充実

重点施策	2-① 家庭での子育て支援サービスの充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間のカフェと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックス出来る場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者等の協力を得て、子育て講座等を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大します。</li> <li>○ 親子で遊んだり保護者同士が交流できる、民設子育てのひろばと外遊びの場「おひさまびよびよ」を増設します。</li> <li>○ 子育て支援団体と協働し、子どもの心身の発達や社会性を育む外遊び事業を実施します。</li> </ul>

主な取組	項目1 練馬こどもカフェの拡充																						
	目標	在宅子育て世帯への支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支え合う環境づくりを推進する。																					
	事業成果	<p>令和元年度に事業を開始。区立施設ではない身近な場所で、保護者同士が交流したり地域の幼稚園教諭や保育士、栄養士、看護師等といった子育ての専門家に相談したり、子どもと一緒にリフレッシュできる場を提供している。</p> <p>【令和元年度】3か所 全40回開催 親子延べ171組参加          (新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月は開催中止)</p> <p>【令和2年度】5か所 全25回開催 親子延べ93組参加          (新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4～6月および令和3年1月～3月21日は開催中止)</p> <p>※この他オンライン版を全8回開催 親子延べ20組参加【再掲】</p>																					
	今後の取組	令和3年度には新たに実施場所を1店舗追加し、全6店舗で事業を開催する。開催にあたっては、新たに、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定した。引き続き、練馬こどもカフェの拡充に取り組んでいく。																					
	所管課	こども施策企画課																					
	項目2 子育てのひろばの増設																						
	目標	親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充等に取り組み、安心して子育てのできる環境を整備する。																					
	事業成果	<p>0～3歳の乳幼児親子が自由に入室する子育てのひろばや公園で自然と触れ合う「おひさまびよびよ」を整備している。</p> <p>子育てのひろばおよび「おひさまびよびよ」の設置状況（各年度末時点）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>子育てのひろば</th> <th>おひさまびよびよ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【平成30年度】公設</td> <td>11か所</td> <td>6か所</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】公設</td> <td>11か所</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】公設</td> <td>11か所</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>民設</td> <td>15か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>民設</td> <td>16か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>民設</td> <td>16か所</td> </tr> </tbody> </table>		子育てのひろば	おひさまびよびよ	【平成30年度】公設	11か所	6か所	【令和元年度】公設	11か所	7か所	【令和2年度】公設	11か所	7か所		民設	15か所		民設	16か所		民設	16か所
		子育てのひろば	おひさまびよびよ																				
	【平成30年度】公設	11か所	6か所																				
【令和元年度】公設	11か所	7か所																					
【令和2年度】公設	11か所	7か所																					
	民設	15か所																					
	民設	16か所																					
	民設	16か所																					
今後の取組	引き続き「民設子育てのひろば」と「おひさまびよびよ」の拡充に取り組んでいく。																						
所管課	練馬子ども家庭支援センター																						



主な取組	項目3 公園等を活用した外遊びの取組	
	目標	屋外での活動を通じて、子どもの心身の発達や社会性を育む環境を整備する。
	事業成果	区内の民間子育て支援団体と協働し、区内の自然を活用した外遊び体験の場を提供している。 【平成30年度】参加者数 16,265人 【令和元年度】参加者数 16,125人 【令和2年度】参加者数 12,895人
	今後の取組	引き続き、外遊びの場提供事業を実施し、外遊びを通じた子どもの成長を支援する。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育てのひろばの整備、プレーパークや「おひさまびよびよ」、乳幼児一時預かり事業など、有意義な事業を推進している。引き続き、子どもや家庭のニーズに応じた多様な子育て支援サービスを拡充して、子どもの心身の健全な発達や社会性を育てほしい。</li> <li>○ 乳幼児一時預かり事業については、インターネット予約の運用により、より多くの利用者が増えることも期待される。更なる充実を期待する。</li> </ul>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民設子育てのひろばや「おひさまびよびよ」の増設、乳幼児一時預かり事業のキャッシュレス決済導入に向けて取り組むなど、子どもや家庭のニーズに応じた多様な子育て支援サービスの充実を推進していく。</li> </ul>

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 練馬こどもカフェ「オンライン版」を開催し、感染症対策を施した上で交流の場を提供していることは評価できる。孤立化しやすい在宅子育て世帯を継続して支援してほしい。</li> <li>○ 各サービスの利用が困難と思われる多胎児家族や保護者が疾病の家庭等に向けた支援について、アウトリーチはどうか検討してほしい。</li> <li>○ 練馬こどもカフェ、子育てのひろば、おひさまびよびよ、公園等を活用した外遊びの取組は、保護者の交流および子どもの心身の発達や社会性を育むために重要である。引き続き充実させてほしい。</li> </ul>

重点 施策	2-② 練馬こども園の充実	
	概要	○ 幼稚園において、通年で9時間から11時間の預かり保育や、0～2歳児の預かり保育を行う区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」を拡大します。

主な 取組	項目1 練馬こども園の拡大	
	目標	「練馬こども園」を拡大し、保護者のニーズに応じて子どもの教育や保育サービスが選択できる
	事業成果	平成27年度に制度創設。令和元年度には、新たな仕組みとして短時間型（9時間以上11時間未満）および低年齢型（0～2歳）を創設した。 【平成30年度】 認定園数：16園（定員：1,365名） 【令和元年度】 認定園数：20園（定員：1,429名） 新規認定：4園（標準型1園、短時間型1園、低年齢型2園（うち1園は、標準型として既に認定している園と重複）） 【令和2年度】 認定園数：22園（定員：1,569名） 新規認定：2園（標準型1園、短時間型1園）
	今後の取組	引き続き、認定園と定員の拡大に取り組んでいく。
	所管課	こども施策企画課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 練馬区独自の幼保一元化の取り組みを評価する。</li> <li>○ 練馬こども園の拡大が進み、幼稚園での長時間預かりが可能となるなど保護者の選択の幅が広がった。今後も各園の教育内容の充実が期待される。</li> <li>○ 現場を支えるスタッフの待遇改善、研修参加などに配慮し、快適な環境を整えてほしい。</li> <li>○ 練馬こども園の拡大、短時間型や低年齢型の預かり保育の導入は、幼児教育・保育サービスの充実を図っていると評価する。</li> </ul>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、練馬こども園の拡大を推進し、保護者の希望に応じた教育・保育サービスの提供につなげていく。</li> <li>○ 私立幼稚園に対する各種補助制度の周知や研修参加を促していく。</li> <li>○ 各私立幼稚園の教育方針や職員体制等を踏まえ、練馬こども園（標準型・短時間型・低年齢型）の提案に取り組んでいく。</li> </ul>

点検・評価欄	評価	特記事項
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 練馬こども園が毎年確実に増えていること、短時間型保育や低年齢型を導入していることから、待機児童ゼロを目指してきた努力がみられる。引続き、保護者の要望に寄添いながら保育の質の向上にも努めてほしい。</li> <li>○ 幼稚園の機能を持ちながら教育時間の前後の預かり保育制度が充実してきて、保護者が安心して一定時間まで働くことができる練馬こども園の存在は大きい。練馬区の子育て支援の充実を担っていると見える。今後は、地域に標準化して練馬こども園が開設されていくことも大切である。</li> <li>○ 練馬こども園の認定園や定員の拡大および保護者の希望に応じた教育・保育サービスの提供が計画的、継続的に行われている。</li> <li>○ 適切な教育・保育サービスがなされるように支援を強化してほしい。</li> </ul>

重点施策	2-③ 保育サービスの充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所の待機児童解消を目指して、私立認可保育所の誘致などにより、定員を拡大します。</li> <li>○ 保護者の利便性の向上等を図るため、窓口や保育施設におけるICT化を推進します。</li> <li>○ 東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図ります。</li> </ul>

主な取組	項目1 保育施設の定員拡大	
	目標	認可保育所190所（定員16,011名）
	事業成果	<p>保育施設の新規整備により定員拡大を行った結果、待機児童数ゼロを達成した。</p> <p>【平成31年4月1日現在】</p> <p>認可保育所 165所（定員14,760名）</p> <p>待機児童数 14名</p> <p>【令和2年4月1日現在】</p> <p>認可保育所 181所（定員15,601名）</p> <p>待機児童数 11名</p> <p>【令和3年4月1日現在】</p> <p>認可保育所 190所（定員16,218名）</p> <p>待機児童数 0名</p>
	今後の取組	待機児童ゼロを継続できるよう、地域や年齢ごとのニーズをきめ細かく把握し、引き続き認可保育所の定員拡大を図る。
	所管課	保育課
	項目2 窓口や保育施設のICT化の推進	
	目標	ICTを活用した「来庁不要型窓口」の推進 区立保育所（委託園）におけるICTの導入推進
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年度から、LINEを活用して条件に合った保育園の検索やチャットボットによる問合せ、子育て分野の情報配信といった保活支援サービスを開始した。また、保育課窓口のweb予約や入園申込の手続き案内動画の配信を行った。</li> <li>○ 令和2年度に区立委託園（1園）でICT（登降園時刻の管理、連絡帳、お便り、身体計測記録、保育日誌等の事務をデジタル化するシステム）の試行導入を開始した。</li> </ul>
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、“保活”の入口から出口、そして入園後まで全ての手続を区役所に行かずにスマートフォン等で完結する仕組みの構築を進める。</li> <li>○ 区立保育園（委託園）へのICT導入を進めていくとともに、区立保育園（直営園）へもICTを導入する。</li> <li>○ 新設する私立認可保育所に加え、既存のICT未導入の保育施設に対して導入を働きかける。</li> </ul>
	所管課	保育課、保育計画調整課

項目3 保育サービス水準の向上	
目標	東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図る。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助を行っている。 【平成30年度】 区立保育園 22件 私立保育所等 24件 【令和元年度】 区立保育園 18件 私立保育所等 26件 【令和2年度】 区立保育園 20件 私立保育所等 48件</li> <li>○ 区内保育施設に区立保育所園長経験者等による巡回支援を行っている。 【平成30年度】 私立保育所等 242施設 362回 区立委託園 20園 138回 【令和元年度】 私立保育所等 270施設 402回 区立委託園 22園 368回 【令和2年度】 私立保育所等 272施設 272回 区立委託園 24園 536回</li> <li>○ 全ての区内保育施設職員向けに研修を実施した。 【令和2年度】 22回 受講者数1,302名</li> <li>○ 東京都指定キャリアアップ研修の練馬区での実施の検討を行った。</li> </ul>
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助や巡回支援を行っていく。</li> <li>○ 区内全ての保育施設職員向けに、引き続き研修を実施していくとともに、東京都指定キャリアアップ研修の練馬区での実施を検討する。</li> </ul>
所管課	保育課、保育計画調整課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認可保育所等の定員拡大による待機児童の解消を推進し、延長保育実施園や病児・病後児保育施設を拡充して、保育サービスの充実を図っていると評価できる。</li> <li>○ 保育の質や環境の維持・向上だけでなく、職員の勤務に負担がかかっていないかの職場内研修の充実、また施設長の指導などの対策も検討してほしい。</li> <li>○ オンラインによる選定システムの導入は、保護者にも負担軽減となり、また全体を俯瞰できることでより精度の高い選択が可能となることを期待する。</li> </ul>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待機児童ゼロを継続できるよう、令和4年4月に向けて新たに認可保育所7か所（定員381名）開設し、定員を拡大する。</li> <li>○ 区内保育事業者の研修の充実のために、区自ら東京都指定の保育士等キャリアアップ研修の実施を目指す。</li> <li>○ 入園申込み等の手順のオンライン化は、国の「自治体DX推進計画」や自治体の業務システムの仕様を国が標準化する法律が制定されたことを受け、令和4年度末までにマイナポータルを活用した手順のオンライン化を目指す。</li> </ul>

評価	特記事項
点検・評価欄  <b>3</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待機児童ゼロの達成、諸手続きのICT化の拡充、第三者評価の促進は評価できる。引き続き、第三者評価受審促進と保育サービス推進を強化してほしい。</li> <li>○ 窓口対応の省力化によって得られたゆとりを保育の充実に向けていくことが期待される。</li> <li>○ ICT未導入の保育施設への早期導入に努めてほしい。</li> <li>○ 保育所増加、保育士増員に伴い、保育士の東京都指定キャリアアップ研修の実施に向けて早期対応してほしい。</li> </ul>

### 3 子どもの居場所と成長環境の充実

重点施策	3-① 安全で充実した放課後の居場所づくり	
	概要	○ 学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を生かしながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。

主な取組	項目1 ねりっこクラブの拡大	
	目標	すべての小学生が安全で充実した放課後や長期休業を過ごすことができる環境を整備するため、ねりっこクラブの早期全校実施を目指す。
	事業成果	<p>【平成31年4月1日現在】 実施校数 19校（新規実施6校：豊玉東小、開進第三小、田柄小、光が丘第八小、石神井台小、上石神井小）</p> <p>【令和2年4月1日現在】 実施校数 27校（新規実施8校：仲町小、練馬小、光が丘春の風小、光が丘秋の陽小、石神井東小、大泉第三小、大泉学園緑小、八坂小）</p> <p>【令和3年4月1日現在】 実施校数 37校（新規実施10校：開進第一小、開進第二小、開進第四小、練馬第二小、練馬東小、旭町小、下石神井小、大泉第一小、大泉第六小、大泉南小）</p> <p>&lt;その他&gt; ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する「ねりっこプラス」の実施に向けて準備を行った。</p>
	今後の取組	引き続き、ねりっこクラブの全校実施に向けて取り組んでいく。また、新たな待機児童対策である「ねりっこプラス」を、待機児童がいる全ねりっこクラブ実施校で実施する。
所管課	子育て支援課	

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ねりっこクラブを早期に全校開設できるよう取り組んでほしい。</li> <li>○ ねりっこクラブや夏休み居場所づくり事業を計画的に拡充し、受け入れが広がったことを評価する。すべての子どもたちの居場所があることも評価できる。引き続き、子どもたちが楽しく生活や学習ができる、安全で充実した放課後居場所づくり事業を推進してほしい。</li> <li>○ 待機者のいる地域のために学校施設の効率のよい利用を工夫していることも理解できるが、さらに検討してほしい。</li> </ul>
-----------------------------	--

<p>昨年度の主な意見に対して、現在取り組んでいる今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年4月に向けて、新たに8校（豊玉第二小、中村小、北町小、光が丘夏の雲小、石神井西小、大泉小、大泉東小、大泉北小）でねりっこクラブ実施の準備を進めている。</li> <li>○ ねりっこクラブ開始の前年度に、校内に学童クラブがある小学校において、夏休みの居場所づくり事業を確実にやっている。</li> <li>○ 令和3年4月に区独自の新たな学童クラブ待機児童対策として、学童クラブとひろば事業の一体的な運営のメリットを活かした「ねりっこプラス」を開始した。</li> </ul>
-------------------------------------	---

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育園待機児童ゼロを目指しながら、学齢期における学童クラブの待機児童ゼロを目指して、放課後居場所事業も早期から計画的に進めてきたことが伺える。</li> <li>○ 子どもたちの安全で楽しい放課後の居場所を充実させるために、ねりっこクラブの拡大やねりっこプラスの実施を推進していることは評価できる。引続き、拡充を進めてほしい。</li> <li>○ 教員と学童クラブ等のスタッフが双方で意見交換できる機会の設定を検討してほしい。</li> </ul>

重点施策	3-② 児童館機能の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児親子の身近な相談場所として「にこにこ」の相談員を拡大するとともに、子育て関連施設への出前児童館を充実します。</li> <li>○ 中高生同士が気軽に話す場、職員が個々の成長に寄り添い悩みや相談を受け止める場として、中高生居場所づくり事業を充実します。</li> </ul>

主な取組	項目1 乳幼児親子向けの児童館機能の充実	
	目標	乳幼児保護者が気軽に相談できたり、子育てに関する情報が収集できるなど地域の子育て支援の拠点として区民や地域団体との連携を強化する。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」に相談員を配置した。 【令和元年度】検討 【令和2年度】2か所配置</li> <li>○ 保健相談所等の子育て関連施設への出前児童館を実施した。 【令和元年度】保健相談所と調整・試行実施 【令和2年度】子育てのひろば「ぴよぴよ」と児童館とでペアをつくり連携を開始 新型コロナウイルス感染拡大防止のため出前児童館の実施は縮小したが、乳幼児親子の居場所を紹介した冊子を児童館が作成し、保健相談所と「ぴよぴよ」にて利用者へ配付</li> </ul>
	今後の取組	児童館と地域の子育て関連施設の連携を強化し、児童館が身近な子育て支援施設であることをPRしていく。
	所管課	子育て支援課
	項目2 中高生居場所づくり事業の充実	
	目標	中高生の相談機能を強化し、必要に応じて関係機関へつなぐ。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中高生の居場所と自己実現の場として平成18年度に開始した事業で、平成28年度からは全児童館で実施し、交流や音楽活動等を行っている。</li> <li>○ 令和元年度から、皆で食べ（飲み）ながら、皆で話し、児童館職員が個々の児童に寄り添うことで、「相談」機能を強化する「中高生カフェ」を実施している。 【令和元年度】検討、11館で試行実施 【令和2年度】6館で実施（飲食しながら皆で話す事業であることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため回数や実施館を縮小）</li> </ul>
	今後の取組	新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで実施を進める。
	所管課	子育て支援課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の子どもたちのたまり場としての児童館は、子どもはもちろん、保護者たちにとっても気軽に相談できる場所となっている。高校生の居場所にもなり、身近な大人である職員とのつながりにも成果がみられる。</li> <li>○ 児童館機能を見直し、乳幼児や保護者、小学生とともに、中高生の居場所づくりを推進していることは評価できる。</li> <li>○ 中高生の居場所づくり事業として、関係機関と連携しながらの支援、また職員のスキルアップ研修を引き続き取り組んでほしい。</li> <li>○ 中高生の居場所づくり事業が親や教員以外の話せる大人との関わりにより、自然に将来や友人との悩みを相談できる場所となることを期待する。</li> <li>○ 児童館が子どもたちのよりよい居場所になるように、健全育成や自己実現の場としての活動を充実させてほしい。</li> <li>○ 学校だけでなく、生きる力を引き出す役割を担うのが地域の児童館の可能性だと考える。</li> </ul>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童館の学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」へ相談員を配置し、乳幼児と保護者向けのサービスの充実を図っている。</li> <li>○ 保健相談所や子育てのひろば「びよびよ」への出前児童館を実施し、関係機関と連携しながら乳幼児親子を支援している。</li> <li>○ 中高生居場所づくり事業において、中高生同士や職員と一緒に気軽に話す場「中高生カフェ」を実施している。</li> <li>○ 中高生の悩み等に児童館職員が寄り添えるようにLGBTs研修や不登校児への支援についての研修、怒りを鎮めるためのアンガーマネジメント研修等を実施し、引き続き、職員のスキルアップを図っている。</li> <li>○ 各児童館で課題を情報共有し、望ましい実施方法を検討したうえで、事業の着実な実施に結びつけていく。</li> </ul>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童館が、障害のある児童・生徒や、特に目的がなくても中高生が気兼ねなく過ごせる楽しい居場所になることを望む。</li> <li>○ 児童館の機能を充実させて、乳幼児保護者が気軽に相談・交流できる場や、中高生が自己実現の場として様々な活動ができる取組を進めていることは評価できる。</li> <li>○ 子育て中の家族から中高生まで、年齢層を超えた交流や、他校の児童とのふれあいも期待できる。これからは、対人関係を学ぶ各世代での自由な交流の場として、児童館の働きにはたくさんの可能性があると言える。</li> <li>○ 中高生の居場所づくり事業として多感な年齢に対応できるよう、引き続き児童館職員のスキルアップ研修に取り組んでほしい。</li> </ul>



重点施策	3-③ 青少年の健全育成・若者の自立支援	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区民との協働により、青少年の野外活動や地域交流の活動を進めるとともに、青年リーダーの養成などを通じて、若者が企画・運営に携わる事業を増やします。</li> <li>○ 若年無業者（ニート）やひきこもり、高校中退等により、自立への支援が必要な若者に対し、関係機関や協力事業者等と連携して、相談・支援を行います。</li> </ul>

主な取組	項目1 青少年の野外活動・地域交流事業等の推進	
	目標	区民との協働により、地域団体とともに青少年の野外活動や地域交流の活動を進める。
	事業成果	<p>青少年育成地区委員会（17地区）では、青少年の健全育成のため、野外活動（キャンプ、いも堀り等）、文化事業（カルタ大会、折り紙教室等）や地区祭、清掃活動などの事業を実施している。</p> <p>【平成30年度】実施事業数 392事業 参加者延人数 73,976人  【令和元年度】実施事業数 271事業 参加者延人数 68,290人  【令和2年度】実施事業数 59事業 参加者延人数 4,121人</p>
	今後の取組	青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性を養えるよう、引き続き地域の特色を生かした事業を進めていく。
	所管課	青少年課
	項目2 青年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進	
	目標	青年リーダーの養成内容を充実するとともに、青年リーダーなどの若者が企画・運営に携わる事業の機会を増やす。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学5年生から中学3年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成している。  【平成30年度】初級受講生216人、中級受講生84人  【令和元年度】初級受講生210人、中級受講生88人  【令和2年度】初級受講生162人、中級受講生88人</li> <li>○ ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した15～23歳で青年リーダーとして登録した人を対象に、講習会を実施している。  【平成30年度】計4回 参加人数延121名（登録者：79人）  【令和元年度】計3回 参加人数延114名（登録者：83人）  【令和2年度】中止（登録者：84人）</li> <li>○ 青少年館において、若者が企画・運営に携わる取組を行っている。  【令和元年度】1講座 参加人数延30人  【令和2年度】4講座 参加人数延134人</li> </ul>
	今後の取組	ジュニアリーダーや青年リーダーの養成講習会において、様々な地域活動を体験するなど内容を充実する。また、若者が青少年育成地区委員会や学校などの地域活動に携わる機会を増やすため、働きかけを強化していく。
	所管課	青少年課

主な取組	項目3 若者の自立に向けた相談・支援	
	目標	若年無業者（ニート）やひきこもり状態の若者に対して、相談・支援の受け皿や就労支援に向けた技能講習等の充実と関係団体などとの連携を進める。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労が困難な若者等（15歳～49歳）に対する相談や就労に必要な技能講座、就労体験、保護者に対するセミナー等を実施した。</li> <li>【令和2年度実績】 相談・支援 延べ3,578人 延べ進路決定者数 35人</li> <li>○ 令和2年6月に不登校やひきこもり状態などで孤立し、社会とのつながりを失っている方に対して、社会とつながり直す機会として春日町青少年館内に居場所を開設。</li> <li>【令和2年度実績】 開所日 193日 利用者 実人数123人 延べ利用者数1,428人</li> </ul>
	今後の取組	就労に向けた技能講習等の充実と区内産業団体等との情報交換など連携を深める取組を行う。また、不登校やひきこもりの実態把握などを含めた関係機関との連携強化やアウトリーチを行っていく。
所管課	青少年課	

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<大綱改定に伴う新設項目>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区民と協働して、青少年育成地区委員会、ジュニアリーダーや青年リーダーの養成、若者が企画・運営に携わる取組が継続的に実施されている。</li> <li>○ 青少年育成活動は、地域での協働を進める可能性につながるもので、地域の大人たちと子どもの協力関係をつくる機動力になる。</li> <li>○ 社会とのつながりを失っている方に対する、社会とつながり直す機会の提供は評価できる。セミナーの実施、青少年館内の居場所づくり、相談・支援など、引続き拡充してほしい。また、オンラインの活用も充実してほしい。</li> </ul>

## ○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、教育や子育ての分野においても、令和2年3月2日から始まった区立小・中学校臨時休業の延長や、各種行事の中止・縮小などの対応を余儀なくされました。

教育委員会として、こうしたコロナ禍を乗り越えるため、様々な取組を実施してきました。

### 主な取組

#### 令和2年4月

- ・区立小・中学校へ消毒液を配布
- ・学童クラブ、子育てのひろばへマスクや消毒液を配布
- ・区内保育施設へマスクや液体石鹸を配布
- ・臨時休業中における学校と家庭との連絡を充実するため、学校ホームページを用いた課題の発信や、YouTube「練馬区立小中学校・幼稚園公式チャンネル」にて、動画配信を実施
- ・練馬子ども家庭支援センターにてビデオ通話システムを活用した相談支援事業の開始

#### 令和2年5月

- ・ひとり親家庭臨時特別給付金の支給（支給期間：令和2年6月～令和2年12月）  
→ひとり親家庭の支援を充実するため、区独自の取組として、児童扶養手当受給世帯に臨時特別給付金を支給（1世帯5万円）。
- ・子育て世帯臨時特別給付金の支給（支給期間：令和2年6月～令和3年3月）  
→新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、臨時特別的な給付措置として子育て世帯に対し、内閣府が実施した事業に基づき、臨時特別給付金を支給（児童1人につき1万円）。
- ・区立小中学校へ連絡用携帯電話の配備  
→新型コロナウイルス感染症による児童・生徒の不安感に寄り添い、心のケア等を行うため、各小中学校に連絡用携帯電話を配備。
- ・区立小中学校、幼稚園へマスクや消毒液等を配布
- ・区内保育施設へマスクや消毒液等を配布
- ・子育てのひろばでZoomを利用したオンラインひろばを開始

#### 令和2年6月

- ・区立小中学校、幼稚園へマスクや非接触体温計等を配布
- ・区内保育施設、学童クラブ、児童館、ひろばへマスクや消毒液を配布
- ・子育てのひろば、子どもショートステイ事業実施施設へマスクや消毒液を配布
- ・練馬区立子ども家庭支援センター公式Twitterを開設し、子育てのひろばのイベント情報や利用状況のツイートを開始

#### 令和2年7月

- ・介護等従事者特別給付金の支給  
→介護、障害者、こども分野の事業の従事者が事業を続けていく一助とするため、緊急事態宣言の期間中に継続してサービスを提供した区内の事業所に勤務する従事者に対して、従事者1名につき2万円（常勤換算）を支給。
- ・ひとり親世帯臨時特別給付金の支給（支給期間：令和2年8月～令和3年3月）  
→新型コロナウイルス感染症の影響により子育てに対する負担の増加や収入の減少など、特に大きな困難が心身等に生じている低所得のひとり親世帯を支援するために、厚生労働省が実施した事業に基づき臨時特別給付金を支給。  
（基本給付：1世帯5万円、第2子以降児童1人につき3万円）  
（追加給付：新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変した世帯1世帯につき5万円）

- ・区立小中学校へ消毒液やニトリル手袋を配布
- ・区内保育施設へマスクや消毒液を配布

#### 令和2年8月

- ・区内保育施設へマスクや消毒液を配布
- ・子育てのひろばへ非接触型体温計を配布

#### 令和2年9月

- ・区立小中学校へニトリル手袋を配布
- ・区内保育施設へマスクを配布
- ・Zoomを利用した「練馬こどもカフェ」オンライン版開始

#### 令和2年10月

- ・保活支援サービスの運用を開始  
→区LINE公式アカウントを開設し、通園距離・児童の年齢・アレルギー対応等を加味した保育園の検索、AIチャットボットによる保育に関する問合せへの自動応答、子育てに関する情報配信を開始。
- ・子育て施設等従事者特別奨励金の支給  
→保育施設等の子育て施設等従事者が、今後も事業を続けていく一助とするため、区内の子育て施設等に勤務する従事者に対して、従事者1人につき3万円を支給。
- ・区内保育施設へマスクを配布
- ・ファミリーサポート援助会員へ消毒液を配布
- ・YouTube「練馬区立保育園チャンネル」にて、入園申込手續のご案内、区立保育園(60園)の紹介動画を配信
- ・保育園入園相談窓口のインターネット予約を開始

#### 令和2年11月

- ・区内保育施設へマスクを配布
- ・子育てのひろば、子どもショートステイ事業実施施設へ消毒液を配布

#### 令和2年12月

- ・区立小・中学校、幼稚園のトイレ手洗いにセンサー式自動水栓の取付け(～令和3年3月)
- ・ひとり親世帯臨時特別給付金の支給(支給期間：令和2年12月～令和3年3月)  
→ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)の受給者に再支給(1世帯5万円、第2子以降児童1人につき3万円)。

#### 令和3年1月

- ・区立小中学校に和牛肉を使った学校給食を提供  
→新型コロナウイルス感染防止のため、前を向いたまま無言で給食を食べている児童・生徒に、和牛の美味しさや魅力を伝え食材への興味を高めるほか、食べ物を大切にする心や生産者に対する感謝の心を育む機会となるよう、和牛肉を使った給食を提供。
- ・成人の日のつどいをオンライン開催  
→会場に集う形式での開催を中止し、無観客による式典や演奏会等を収録してインターネットで配信(1月11日～18日)。  
また、「成人の日」当日は、としまえんから譲り受けたオブジェ等と一緒に写真撮影ができる写真スポットを、会場周辺に11か所(そのうち区役所本庁舎では1月18日まで)設置。
- ・学童クラブ、児童館、ひろばへフェイスシールドを配布

### 令和3年2月

- ・区立中学校3年生を対象とした、VR修学旅行の実施（2月24日～3月17日）  
→修学旅行中止の代替事業として、VR（バーチャル映像）教材による修学旅行体験（360度VR映像体験）や未来への手紙（20才の自分への手紙）作成等を実施。
- ・全児童・生徒にタブレットパソコンを配備・運用開始  
→児童・生徒一人一台のタブレットパソコンを令和4年度までに配備する計画だったものを前倒して、令和2年度中に配備を完了。
- ・区内保育施設へ飛沫防止のパーテーションを配布
- ・子育てのひろば、子どもショートステイ事業実施施設へ消毒液や液体石鹸等を配布
- ・YouTube「練馬区立保育園チャンネル」にて、区内保育施設における新型コロナウイルス感染症対策についての動画を配信

### 令和3年3月

- ・区立小中学校卒業生を対象とした、思い出作り事業の実施  
→中止や縮小された学校行事の代替事業として、最終学年である小学6年生および中学3年生を対象に、思い出作りの事業を各校で実施。
- ・区立小中学校へCO2チェッカー、消毒液、液体石鹸を配布
- ・区立幼稚園へ消毒液を配布
- ・区立幼稚園（2園）に空気清浄機を配備
- ・区内保育施設へ飛沫防止のパーテーションを配布
- ・子育てのひろば、子どもショートステイ事業実施施設へ手袋等を配布

○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組 点検・評価表

特 記 事 項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区立施設へのマスク・消毒液・液体石鹸の数回にわたる配布、子ども家庭支援センターでビデオ通話システムを活用した相談支援事業等が早い段階から行われている。</li> <li>○ 各自治体が混乱する中、令和2年5月にはひとり親家庭に臨時特別給付金を支給するなど、早期に対応されている。</li> <li>○ スクールカウンセラーの追加派遣、タブレットパソコンを前倒しして、令和2年度中に全児童・生徒に配備が完了したことは評価する。</li> <li>○ 成人の日のつどいのオンライン開催・写真スポットの設置、区立中学校3年生を対象としたVR修学旅行の実施等の代替策の取組が積極的に行われている。</li> <li>○ 誰もが初めて体験するコロナ禍のなか、あらゆる困難を究める問題に身の危険を感じながらも、子どもたちを感染から守ろうという一致団結した思いが、大きなクラスターにならずに過ごせた。すべての関係者、指導的立場、また、熱心に消毒や決まりを守り通した子どもたちの努力にも大きな敬意を伝えたい。All in one で乗り切ったことを大いに評価したい。</li> <li>○ 「練馬区学校（園）感染予防のガイドライン」を早く作成し、学校等に周知し、区全体で連携して感染予防や対応の徹底を図ったことは評価できる。また、感染状況に応じて、ガイドラインの追加・訂正が行われていた。</li> <li>○ 区独自や国の特別給付金を繰り返し支給していたことは、対象世帯に対して効果的な支援だった。</li> <li>○ 今回の新型コロナウイルス感染症対応を整理し、今後、パンデミック等の緊急事態が発生した場合、安全に円滑に対応できる計画や対応策を構築しておくことが重要と考える。</li> <li>○ 未曾有の事態に対して、迅速に対応しなければならない状況にあったことを考慮すると、全体的に評価に値する対応であったと思われる。これまでの経験をもとに、不備を修正し、より適切な危機管理体制を構築してほしい。その際、少数ゆえに支援や情報が行き届かない人が出ないように留意してほしい。</li> <li>○ 感染拡大を恐れるのであれば、早期に中止を決定してしまえば次の準備の段階に行ける。しかし、成人の日のつどいや修学旅行等、子どもたちのために直前まで実施を検討したことは、困難な状況下でも最善を尽くしたと言える。</li> </ul>

評価	3
----	---

## VI 点検・評価に関する有識者からの意見および助言

漆澤 その子

(武蔵大学人文学部教授)

令和3年度の点検および評価表を拝見いたしました。いずれの項目も取組事業ならびにその内容について具体的に報告されており、概ね適正に評価されていたと言えます。とりわけ、長期化する新型コロナウイルスのパンデミックに対する取組については、重点施策の枠組みを超え、時系列に沿って網羅的に示されており、練馬区教育委員会全体の着実な成果がうかがえました。未曾有の事態に手探りで取組だったことでしょうか。高く評価したいと思います。

「教育分野」、「子育て分野」どちらにも言えることですが、さまざまな取組においてオンライン化が推進されているように見受けました。例えば、「教育分野」の3-③「障害のある子どもたちなどへの支援」における項目1「障害理解への取組の充実」にあげられているZoomを使用した副籍交流や、「子育て分野」1-②「新しい児童相談体制の充実」における項目2「子ども家庭支援センターによる支援体制の充実」にあるビデオ通話システムを活用した児童相談業務などがあげられるでしょう。こうした取組にみられるオンライン化は、ともすると希薄になりがちなパンデミック下におけるコミュニケーションを図る手段として有効であり、またパンデミック後もその利活用が十分に期待されるものです。今後のさらなる充実が望まれます。

オンライン化には、上記のような利点がある一方で、人と人が直接ふれ合う貴重な機会を奪ってしまう負の側面もあります。パンデミック下の子どもたちは、家から出られない時間が増加しており、登校・登園の機会であっても他者とはマスク越しに接するしかない状況です。こうした状況は、将来的に子どもたちの社会性の構築に大きな影響を及ぼす可能性があるのではないのでしょうか。そのためにも、可能な限り人と人が直接ふれ合う機会を設けることが求められます。「教育分野」1-②「教員の資質・能力の向上」項目3「子どもたちと向き合う時間の創出（教員の働き方改革の促進）」に掲げられているように、児童・生徒と向き合い、コミュニケーションを図る機会の確保に努めていただきたいと思います。また「子育て分野」2-①「家庭での子育て支援サービスの充実」項目3「公園等を活用した外遊びの取組」のように、とりわけ乳幼児には積極的に外遊び体験の機会を設けていただくことを期待します。

新型コロナウイルスによるパンデミックは、長期化の様相を呈しています。今後とも、withコロナでの教育ならびに子育てのあり方について検討していただきたいと思います。

藤岡 孝志

(日本社会事業大学社会福祉学部教授)

令和3年度点検・評価報告書を確認いたしました。各項目とも取組事業やその内容について詳細に報告されており、また、適切な評価がなされていたと考えます。

以下、意見を述べさせていただきます。

#### ○教育分野

不登校対応の箇所、学校と関係機関との連携と記載されていますが、その連携のありようが、学校によって異なることが想定されます。不登校対応の主体は学校であり、その点が全学校で共有されていることが必要と考えます。福祉、医療領域等に対して、学校がどのような考えで個別的な不登校対応に取り組んでいるかの説明がますます求められています。さらには、日頃からの関係機関との信頼構築が非常に重要です。また、英語教育、ICT教育の充実も次世代を担う子どもたちの育成にとって重要であり、多くの取り組みを高く評価いたします。体力面での記載がありましたが、自分の体をいたわること（睡眠の重要性、食事を通じた自分の体の健康さの保持等）を小さい時から習慣化していくことも、情報通信技術を駆使する時代にあって、ますます求められてくると思います。また今後、対面でのコミュニケーション技能の教育もさらに意識していくべきでしょう。

#### ○子育て分野

子育て支援の相談支援体制の充実がオンラインも含めて企画され、コロナ禍にあって、相談体制の拡大・充実が適切に実施されたと考えます。気軽に相談できるというのが最も重要であり、その点でも適切に実施されていると思えました。しかし、保護者には様々な方がいらっしゃる、「支援が必要な方ほど、支援を求めない」ということが子育て支援での一貫した大きな課題です。様々なきっかけの場を用意するという地道な活動が必要であり、また、様々な子育て支援ネットワークの横のつながりが大事になってきます。さらなる事業の充実を期待します。また、「練馬区虐待対応拠点」の設置等、重篤虐待・ネグレクト事例あるいは子ども虐待リスクの高いケースの早期介入、早期支援の仕組みも、新しい児童相談体制の充実として大きく前進してきていると思います。練馬区独自のきめ細やかな支援であり、その課題等も精査し、さらに推し進めていっていただきたいと考えます。発達不安や障害のある子ども及びその親への支援の充実も、子どもだけでなく、親にとってのライフプランや生活の充実など、豊かな共生社会を目指す上で、この点でもモデル地域となることを期待しています。

#### ○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

未曾有の状況であるコロナ禍にあって、オンライン教育へと迅速に対応されたことは高く評されるべきでしょう。具体的には、全児童・生徒へのタブレットの配布を、当初の計画を大きく前倒しして令和2年度のうちに配布完了し、運用を開始されました。さらには不安定になる子どもたちの存在を見越して、スクールカウンセラー等の配置を充実させるなど、



時々刻々と変わる状況の中、感染対策の実施も含め、それらの決断には大きなご苦勞があったものと推察します。長きにわたるコロナ禍で、大きなストレスにさらされ続けている職員及び区事業に関係されている支援者の方々への「支援者支援」も大事な観点です。

以上、今後のさらなるご検討と実施に向けてのご努力を期待しています。

横澤 由明

(練馬区立中学校 P T A 連合協議会顧問)

令和3年度の点検・評価報告書を確認させて頂きましたが、新型コロナ禍の中ではありますが、教育分野・子育て分野ともにきめ細かな取り組み且つその内容が詳細に記載され、また適切な評価がなされていると思います。以下に現状の新型コロナ禍を鑑み、特に気付いた項目を述べさせていただきます。

## ○教育分野

### 1 教育の質の向上

#### 1-① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実

##### 項目3 小中一貫教育の推進

施設分離型や施設一体型、また地域により取組に濃淡があるように感じられます。今年度「目指す15歳の姿」を設定されたとの事にて、今後の推進の進捗が定量的に検証できる仕組みを検討願いたい。

##### 項目5 英語教育の充実

ALT 時間講師の研修の充実を願います。

##### 項目6 子どもたちの体力向上の促進

保護者等への啓発活動について、YouTube 等動画による具体的な啓発の検討を願いたい。また、子どもたちの体力向上がどれ位向上したかを検証し取組に生かしてほしい。

##### 項目8 ICT を活用した教育活動の推進

各校毎に教員のスキルにより、ICT 教育やオンライン学習の取組に温度差が出ているように感じられます。教員への ICT 活用研修の更なる充実を願います。また、全教員へのタブレット配布についても未実施となっているため、早期に実施願います。

#### 1-② 教員の資質・能力の向上

##### 項目1 教員研修の充実

職層や各種研修を実施されているが、各研修の成果を定量的に把握できる仕組みを検討願います。

##### 項目3 子どもたちと向き合う時間の創出（教員の働き方改革の促進）

中学校における部活動指導員が3校に留まっています。今後、教員の働き方改革に鑑み、

各校の事情に沿った部活動指導員の配置、および指導経験が豊かな部活動指導員の確保を願います。

また、教員出退勤管理システムの導入について、時間外在校時間の適正化を図ってほしい。

### 1-③ 学校の教育環境の整備

#### 項目1 学校施設の整備（改修・改築）

区の財政状況を踏まえながらではあるが、特に衛生的（お手洗）に問題のある学校についての整備を促進してほしい。

また、体育館の空調設備設置について災害時の避難拠点の観点からも早期に全校実施を願います。

## 2 家庭や地域と連携した教育の推進

### 2-② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働

#### 項目1 学校安全対策の推進

「ひまわり110番」を活用した児童の駆け込み訓練の実施を全小学校に実施してほしい。

## ○子育て分野

### 3 子どもの居場所と成長環境の充実

#### 3-① 安全で充実した放課後の居場所づくり

##### 項目1 ねりっこクラブの拡大

ひろば事業を「ねりっこクラブ」へ全校実施するとの事ですが、学校応援団事業（校庭開放・体育館開放等）との棲み分けが各校毎に違いが有り、教育委員会として方向性を示したほうがよいと感じます。

また、待機児童問題もあるかと思われるが、日々の「ねりっこ学童クラブ」の定員状況により、「ねりっこクラブ」で登録の児童が「ねりっこプラス」との名称の「ねりっこ学童クラブ」を使用することへの体制整備の詳細を決めてほしい。

#### 3-③ 青少年の健全育成・若者の自立支援

##### 項目1 青少年の野外活動・地域交流事業等の推進

青少年育成地区委員会（17地区）で活動しているが、地区によっては委員の高齢化による事業継続が危惧される。各地域の青年リーダーを各地区の青少年育成地区委員会に所属してもらい更なる青少年地区委員会の永続的な事業展開に生かしてほしい。

### ○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

われわれが未だ経験したことがない状況下の中、教育や子育て分野において練馬区教育委員会は最善を尽くされたと思います。

以上、いくつかの項目にて意見を記述させていただきましたが、練馬区教育委員会の各取組に敬意を表するとともに、今後の取組に一層の成果を期待しております。

## Ⅶ 令和4年度の主な事業

今年度は、「練馬区教育・子育て大綱」の重点施策に係る主な取組と今後の方向性を総合的に点検・評価しました。

大綱において、教育分野では「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」、子育て分野では「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」を目標として掲げています。教育委員会では、今回の評価を踏まえ、目標の実現に向け取り組んでいきます。令和4年度の主な事業は下記のとおりです。

### ○教育分野

#### (1) ヤングケアラー実態調査等の実施

学校等でのヤングケアラー発見をさらに強化し、適切な支援につなげるため、実態調査や啓発・研修等を実施する。

#### (2) 医療的ケア児への新たな支援方針の策定

医療的ケア児への対応について、福祉、医療と連携して、学校・学童クラブ・保育園・幼稚園等における新たな支援方針を策定する。

#### (3) 不登校実態調査の実施（民間不登校児童・生徒支援事業の供給状況調査）

不登校対策の見直しのため、令和3年度および4年度にかけて調査を実施する。

#### (4) タブレット活用型学習支援事業の実施

適応指導教室に登録したが、通室することが出来ない児童・生徒にタブレットを活用したオンライン学習支援を実施する。

#### (5) 小中学校校舎等の改築

学校施設管理基本計画・実施計画に基づき小中学校の改築を進める。令和4年度は、小学校2校（関町北小学校、上石神井北小学校）の改築工事を行う。また、小学校1校（向山小学校）、中学校1校（田柄中学校）、小中一貫教育校1校（旭丘小学校・旭丘中学校）の改築に向けた設計を行う。

#### (6) ICTを活用した教育活動の推進

各校におけるICT活用推進リーダーを育成する研修の実施とICT支援員や「教育ICT実践事例集」の活用により、教員全体のICT活用能力を高める。また、教員にタブレットパソコンを配備するとともに、通信環境を整備しICTを活用した教育効果の高い授業を実施する。

(7) 夏季イングリッシュキャンプの実施

実践的な英語によるコミュニケーションの機会を増やし、学習意欲をさらに高めるため、中学1年生を対象に、外国人講師のもと英語のみでグループ活動を行う宿泊学習を実施する。

(8) 小学6年生に英語4技能検定導入

「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能のバランスのとれた英語力向上を目指し、中学2年生に加え、小学6年生にも、英語4技能検定を導入する。

## ○子育て分野

(1) 「ねりっこクラブ」の拡大

学童クラブの待機児童の解消に向け、学童クラブ事業とひろば事業を一体的に運営する「ねりっこクラブ」の早期全校実施に向けて実施校を拡大する。

(2) 医療的ケア児受入れ枠の新設等

医療的ケア児が保育園や学童クラブに通いやすくなるよう、障害児枠とは別に、医療的ケア児の受入れ枠を設け、支援体制を強化する。

(3) 「練馬こどもカフェ」の拡大

「練馬こどもカフェ」を1店舗増やし、計7店舗に拡大する。

(4) 「練馬こどもカフェ」自主運営型の試行

民間カフェとの協働をさらに進めるため、店舗が主体となって運営する自主運営型練馬こどもカフェの実施に向け取り組む。

(5) 子育てのひろばの増設

親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充に取り組む。

(6) 練馬区子育てスタート応援券事業の拡充

試行的に練馬区子育てスタート応援券事業に民設子育てのひろばで実施する「一時預かり事業」を追加する。

(7) 二酸化炭素濃度測定器（CO<sub>2</sub>センサー）の配付

乳幼児が安心して過ごせる環境づくりを進めるため、区内すべての幼稚園・保育園に二酸化炭素濃度測定器（CO<sub>2</sub>センサー）を配付する。

(8) 区立・私立保育所 計 44 園で ICT 導入

民間保育施設への導入補助を継続するとともに、区立保育園の ICT 化を進め、保護者の利便性向上と職員の事務負担を軽減し、保育サービスの向上を図る。

(9) 都立練馬児童相談所（仮称）の工事实施設計

都の児童相談所と区の子ども家庭支援センターが、より緊密な連携の下で児童相談に対応できるよう、区の子ども家庭支援センターと同一施設内に東京都が都立練馬児童相談所（仮称）を設置する。令和 4 年度は工事实施設計を行う。

(10) 地域子ども家庭支援センターで新たに虐待再発防止等支援事業を実施

虐待の再発防止等支援事業として家庭復帰ケース等への訪問支援を、区の子ども家庭支援センターに加えて、地域の子ども家庭支援センターが実施する。







【担 当】

練馬区教育委員会事務局 教育振興部 教育総務課

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

電 話 5984-5609 (直通)

ファックス 3993-1196

電子メールアドレス GAKKOSHOMU01@city.nerima.tokyo.jp

ゲノム編集食品・植物を学校や保育園で使用しないことなどを求める陳情書

2022年 | 月28日

代表者：

練馬区教育長  
堀 和夫 殿

要旨

ゲノム編集技術応用食品(以下、ゲノム編集食品)は、遺伝子操作した遺伝子改変食品であり、体や生態系への影響などが懸念されるため、以下の事項について要望します。

1. 学校給食に使用する食品について、「ねりまのきゅうしょく」に「遺伝子組み換えを含む遺伝子操作を行っていないもの」と明記すること。
- ~~2. 保育園給食においても「遺伝子組み換えを含む遺伝子操作を行っていないもの」を使用すること。~~
- 2 ~~3~~. 区立小中学校において、ゲノム編集高ギヤバトマト苗の販売会社から、今後、家庭菜園用苗の無償提供を受けないこと。

理由

学校給食は、子どもたちが口にすることで美味しく安全・安心な食の提供が求められています。練馬区では、学校給食の手引きにより、学校給食で使われる食材料について、品質や鮮度のよいものの選定、原材料等の表示が明確な加工品・調味料の使用、原則として国産品の使用、調理済み加工品の不使用などが決められています。さらに、不必要な食品添加物を使用した食材料や遺伝子組み換え食品およびこれらを原材料にした加工品の不使用も記載されており、ホームページでも公表されています。

遺伝子組み換え作物の栽培や食品表示には、不十分ながら規制や義務があり、学校給食においては成長期の子どもたちに対する安全性の担保として慎重に扱い、練馬区同様多くの自治体で「使用食材の規格基準書」などに不使用が明記されています。~~こうした配慮は小・中学生だけでなく保育園に通う子どもたちにも必要です。~~

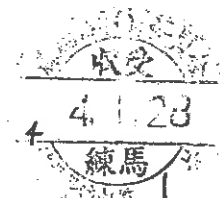
いっぽう、2020年12月、ベンチャー企業が、ゲノム編集技術を利用した、ゲノム編集高ギヤバトマトについて、ゲノム編集食品およびゲノム編集飼料として厚生労働省と農林水産省に届出し、流通が開始しました。ゲノム編集食品については、他の生物の遺伝子を挿入する遺伝子組み換え技術と異なるという理由で、国や関係機関は遺伝子組み換え食品には該当しないとしています。

しかし、遺伝子操作した遺伝子改変食品であることには変わりなく、オフターゲット(遺伝子操作した標的以外の遺伝子への影響)やアレルギーなど体への影響、生態系への影響などを懸念する多くの声があります。影響評価や表示義務などの規制の制度がないまま、栽培と販売が解禁されたことは大問題です。

さらに、同社は、ゲノム編集高ギヤバトマトの苗を2022年度から小学校等に無償提供する計画を立てていることがわかりました。希望による配布ということですが、無償提供が進めば、栽培によりゲノム編集植物が自然界に出てしまうことはもとより、家庭や学校で遺伝子操作された食べ物を口にしていくなりになります。

健康影響の未然防止策のひとつはゲノム編集作物・食品の利用を避けることです。また消費者の知る権利の視点からも、ゲノム編集作物や食品が拡散していく事態は避けなければならないと考えます。

以上



令和 4 年 2 月 18 日

教育振興部教育指導課

令和 3 年度「お祝いの言葉」について

令和 3 年度練馬区立幼稚園の修了式ならびに練馬区立小学校、中学校および小中一貫教育校の卒業式にあたり、「お祝いの言葉」（案）を作成したので報告する。

記

1 お祝いの言葉（案）

幼稚園	.....	別紙 1
小学校	.....	別紙 2
中学校	.....	別紙 3
小中一貫教育校大泉桜学園	.....	別紙 4

2 修了式および卒業式の日程

幼稚園	.....	令和 4 年 3 月 17 日（木）
小学校	.....	令和 4 年 3 月 25 日（金）
中学校	.....	} 令和 4 年 3 月 18 日（金）
小中一貫教育校大泉桜学園	.....	

## お祝いの言葉（幼稚園）

〇〇幼稚園、年長組の皆さん、修了おめでとうございます。

今、皆さんは、園長先生から修了証書をいただきました。修了証書を受け取る皆さんの姿は、大変立派でした。園長先生や担任の先生、そしてご家族の方も、とても喜ばれていることと思います。

皆さんは〇〇幼稚園で過ごす中で、自分のことは自分でする、友達と仲よくする、時には我慢するなど、いろいろなことを学んで、たくさんの方ができるようになりました。友達と楽しく過ごしたこの二年の間に、背が伸び、力もついて、心も体も大きく育ちました。先生方から教えていただいたことや、友達と協力してがんばったことは、これからの生活できっと役に立つはずです。

四月になると皆さんは、小学校に入学します。小学校では、国語や算数など、いろいろなことを勉強します。いろいろな勉強をしていく中で、好きなことや得意なことをたくさん増やし、自分の力にしてください。また、友達と一緒に、広い校庭や体育館で遊んだり運動したりすることができます。小学校のお兄さんやお姉さんも、皆さんが入学してくることをとても楽しみに待っています。新しいお友達をたくさんつくって、みんなと仲良く、元気に学校に通ってください。

さて、保護者の皆様、お子さまの幼稚園の修了、真におめでとうございます。コロナ禍においては、様々な教育活動の制限がありましたが、こうして健やかに成長されたお子さまを前に、喜びもひとしおのことと存じます。幼稚園では園児の思いや願いを大切にしながら、教育の充実に努めてまいりました。

練馬区では、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るために教員研修を実施するほか幼稚園、保育園と小学校との協議の場を設けるなど連携を進め、育ちと学びの連続性を大切にしております。一人一人のお子さまが小学校においても、幼稚園で身に付けたことを基に、それぞれの良さを十分に発揮して、心豊かに、たくましく成長されますことを心より願っております。

結びにあたり、入園以来、優しく、時には厳しく、子供たちの教育にご尽力いただいた園長先生をはじめ、教職員の先生方、そして本園の教育を支えてくださいました保護者、地域の皆様に、心からお礼を申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和4年3月17日

練馬区長 前川耀男

練馬区教育委員会

## お祝いの言葉（小学校）

卒業生の皆さん、本日、小学校の全課程を修了し、卒業の日を迎えられましたことを、心からお祝い申し上げます。

さて、皆さんは、今年の東京パラリンピックを覚えていますか。今日は、トライアスロン視覚障害のクラスで選手のガイドを務めた椿浩平（つばき こうへい）さんのお話をしたいと思います。

椿さんは、トライアスロンのオリンピック選手になることを夢見て、子どもの頃から水泳や陸上の練習に励んでいました。社会人になった2016年、脳腫瘍という突然の病に襲われました。幸い、手術は成功しましたが、治療とリハビリは一年間におよびました。筋肉が落ち、体力が落ち、椿さんの「オリンピック出場」という目標は、諦めざるを得なくなりました。

悲しみの底にいた椿さんは、チームの監督に、パラ・トライアスロン選手の米岡聡（よねおか さとる）さんのガイドになることを勧められ、再び夢に向かって歩もうと決意しました。米岡選手は視力を失っているため、スタートからゴールまで一緒に泳ぎ、走り、過酷なレースを乗り切るガイドの存在が不可欠です。やるからにはメダルを目指そうと、椿さんは米岡選手とともに、厳しい練習を重ねました。そして迎えた東京パラリンピックでは、見事、銅メダルに輝きました。

大きな病気を経験し、一度はオリンピックを諦めた椿さんは、多くの人々の支えにより競技を続け、レースに出場できることがいかに幸せか実感したそうです。そして、再びトライアスロン選手として次のパリ・オリンピックを目指して、挑戦を始めています。

どんなに辛いことがあっても、夢を諦めずに前へ進めば、必ず道は拓けることを椿さんは教えてくれています。

昨年来、猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、教育活動にも大きな影響を与えました。臨時休校や行事の変更など学校生活に多大な制約や影響があるなかでも、皆さんは、先生や友達と助け合い、励まし合いながら、様々な事に挑戦してきたことと思います。小学校生活で学んだ事、経験した事を糧に、自分の持つ可能性を信じて、夢に向かって力強く進んでいって欲しいと心から願っています。

保護者の皆様、お子様のご卒業、真におめでとうござります。お子様が練馬区の小学校で学んだことは、これからの社会生活の中で、主体的に生きて行くための大きな力になると確信しています。

結びにあたり、これまで熱心にご指導頂きました校長先生をはじめ、教職員の皆様、本校の教育を理解し、ご協力くださった保護者や地域の皆様、そして、児童のためにご尽力頂きました全ての方々に、心から感謝を申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和4年3月25日

練馬区長 前川耀男

練馬区教育委員会

## お祝いの言葉（中学校）

卒業生の皆さん、本日、中学校の全課程を修了し、卒業の日を迎えられましたことを、心からお祝い申し上げます。

さて、皆さんは、今年の東京パラリンピックを覚えていますか。今日は、トライアスロン視覚障害のクラスで選手のガイドを務めた椿浩平（つばき こうへい）さんのお話をしたいと思います。

椿さんは、トライアスロンのオリンピック選手になることを夢見て、子どもの頃から水泳や陸上の練習に励んでいました。社会人になった2016年、脳腫瘍という突然の病に襲われました。幸い、手術は成功しましたが、治療とリハビリは一年間におよびました。筋肉が落ち、体力が落ち、椿さんの「オリンピック出場」という目標は、諦めざるを得なくなりました。

失意の底にいた椿さんは、チームの監督に、パラ・トライアスロン選手の米岡聡（よねおか さとる）さんのガイドになることを勧められ、再び夢に向かって歩もうと決意しました。米岡選手は視力を失っているため、スタートからゴールまで一緒に泳ぎ、走り、過酷なレースを乗り切るガイドの存在が不可欠です。やるからにはメダルを目指そうと、椿さんは米岡選手とともに、厳しい練習を重ねました。そして迎えた東京パラリンピックでは、見事、銅メダルに輝きました。

大病を経験し、一度はオリンピックを諦めた椿さんは、多くの人々の支えにより競技を続け、レースに出場できることがいかに幸せか実感したそうです。そして、再びトライアスロン選手として次のパリ・オリンピックを目指して、挑戦を始めています。

どんなに辛いことがあっても、夢を諦めずに前へ進めば、必ず道は拓けることを椿さんは教えてくれています。

昨年来、猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、教育活動にも大きな影響を与えました。臨時休校や行事の変更など学校生活に多大な制約や影響があるなかでも、皆さんは、先生や友達と助け合い、励まし合いながら、様々な事に挑戦してきたことと思います。中学校生活で学んだ事、経験した事を糧に、自分の持つ可能性を信じて、夢に向かって力強く進んでいって欲しいと心から願っています。

保護者の皆様、お子様のご卒業、真におめでとうございませう。お子様が練馬区の中学校で学んだことは、これからの社会生活の中で、主体的に生きて行くための大きな力になると確信しています。

結びにあたり、これまで熱心にご指導頂きました校長先生をはじめ、教職員の皆様、本校の教育を理解し、ご協力くださった保護者や地域の皆様、そして、生徒のためにご尽力頂きました全ての方々に、心から感謝を申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和4年3月18日

練馬区長 前川耀男  
練馬区教育委員会

## お祝いの言葉（小中一貫教育校）

卒業生の皆さん、本日、小学校・中学校それぞれの全課程を修了し、卒業の日を迎えられましたことを、心からお祝い申し上げます。

さて、皆さんは、昨年の東京パラリンピックを覚えていますか。今日は、トライアスロン視覚障害のクラスで選手のガイドを務めた椿浩平（つばき こうへい）さんのお話をしたいと思います。

椿さんは、トライアスロンのオリンピック選手になることを夢見て、子どもの頃から水泳や陸上の練習に励んでいました。社会人になった2016年、脳腫瘍という突然の病に襲われました。幸い、手術は成功しましたが、治療とリハビリは一年間におよびました。筋肉が落ち、体力が落ち、椿さんの「オリンピック出場」という目標は、諦めざるを得なくなりました。

悲しみの底にいた椿さんは、チームの監督に、パラ・トライアスロン選手の米岡聡（よねおか さとる）さんのガイドになることを勧められ、再び夢に向かって歩もうと決意しました。米岡選手は視力を失っているため、スタートからゴールまで一緒に泳ぎ、走り、過酷なレースを乗り切るガイドの存在が不可欠です。やるからにはメダルを目指そうと、椿さんは米岡選手とともに、厳しい練習を重ねました。そして迎えた東京パラリンピックでは、見事、銅メダルに輝きました。

大きな病気を経験し、一度はオリンピックを諦めた椿さんは、多くの人々の支えにより競技を続け、レースに出場できることがいかに幸せか実感したそうです。そして、再びトライアスロン選手として次のパリ・オリンピックを目指して、挑戦を始めています。

どんなに辛いことがあっても、夢を諦めずに前へ進めば、必ず道は拓けることを椿さんは教えてくれています。

昨年来、猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、教育活動にも大きな影響を与えました。臨時休校や行事の変更など学校生活に多大な制約や影響があるなかでも、皆さんは、先生や友達と助け合い、励まし合いながら、様々な事に挑戦してきたことと思います。学校生活で学んだ事、経験した事を糧に、自分の持つ可能性を信じて、夢に向かって力強く進んでいって欲しいと心から願っています。

保護者の皆様、お子様のご卒業、真におめでとうございます。お子様が大泉桜学園で学んだことは、これからの社会生活の中で、主体的に生きて行くための大きな力になると確信しています。

結びにあたり、これまで熱心にご指導頂きました校長先生をはじめ、教職員の皆様、本学園の教育を理解し、ご協力くださった保護者や地域の皆様、そして、児童生徒のためにご尽力頂きました全ての方々に、心から感謝を申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和4年3月18日

練馬区長 前川耀男  
練馬区教育委員会



資料 3
------

令和 4 年 2 月 18 日  
教育委員会事務局

令和 4 年第一回練馬区議会定例会提出議案について

令和 4 年 1 月 24 日第 1 回教育委員会臨時会で議決した令和 4 年第一回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

No.	所管課	件 名 お よ び 内 容 説 明	施行日
1	教育指導課	練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例の一部を改正する条例  (内容) 別紙 1 のとおり (3～7 ページ)	令和 4 年 4 月 1 日





議案第17号

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月4日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3  
月練馬区条例第72号）の一部をつぎのように改正する。

第17条第1項各号中「公民権行使等休暇」のつぎに「、不妊治療のための休暇」  
を加える。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



# 参考資料

令和4年2月10日  
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正の理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するため、人事院規則が一部改正されたことによる所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

特別休暇に不妊治療のための休暇を加える。

## 3 施行期日

令和4年4月1日

## 4 新旧対照表

別紙のとおり



練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</p> <p>2 [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、<u>不妊治療のための休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、<u>不妊治療のための休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇</p> <p>2 [略]</p> <p>付 則 [略]</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>

令和 4 年 2 月 18 日  
教育振興部教育施策課

## ICT を活用した教育活動の推進について

令和元年度の全区立小中学校への教室 ICT 機器(大型ディスプレイ等)の配備に続き、令和 2 年度に全児童・生徒へタブレットパソコンを配備し、ICT を活用した教育活動を進めてきた。ICT を有効に活用し、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな学びを推進するため、令和 4 年度は、学校の ICT 環境の更なる充実や教員全体の ICT 活用能力向上に向けて、下記の取組を実施する。

### 記

#### 1 ICT 環境の充実

##### (1) 教員用タブレットパソコンの配備

###### 目的および概要

教室に配備している教室用パソコンと併用し、よりきめ細かく効果的な学習指導を進めるため、教員に児童・生徒と同様のタブレットパソコン(2,420台)を配備する。

###### スケジュール

令和 4 年 9 月 配備予定

##### (2) 教育ネットワーク回線の強化

###### 目的および概要

全校全学級での円滑なオンライン環境を整備するため、学校からインターネットへの接続回線を増やし、教育ネットワーク回線を強化する。

###### スケジュール

令和 4 年 9 月 整備予定

##### (3) 中学校向け学習支援ソフトの導入

###### 目的および概要

生徒一人ひとりの習熟度に応じたきめ細かな学習支援を充実するため、タブレットパソコン上で使用する中学校向け学習支援ソフトを導入する。

小学校向け学習支援ソフトは導入済

###### スケジュール

令和 4 年 4 月 導入予定



## 2 教員全体のICT活用能力の向上

### (1) 教育ICT実践事例集の活用

#### 目的および概要

全ての教員がICTを使った効果的な授業を行えるよう、具体的な活用方法をまとめた事例集を全校に配布・周知し、授業等での活用を図る。

#### スケジュール

令和4年4月 データ配布・活用予定

印刷物は7月に配布予定

### (2) ICT支援員の継続配置

#### 目的および概要

学校現場において、ICTを活用した授業づくりや効果的な使い方等について教員をサポートするため、今年度から倍増したICT支援員(28名)を継続配置する。

#### スケジュール

令和4年4月 継続配置予定

令和4年2月18日  
教育振興部学校施設課

令和4年度学校関係工事計画（案）について

1 概要

区分	小学校	中学校	計
改築工事	2校	0校	2校
改築関連工事	0校	1校	1校
校舎等改修工事	11校	3校	14校
給水設備等改修工事	3校	2校	5校
給食室等改修工事	0校	1校	1校
一般改修工事	27校	14校	41校
設計等委託	37校	19校	56校
合計	80校	40校	120校

2 公表

予算成立後、区のホームページに掲載する。

3 工事計画内容

別紙のとおり

令和4年度 学校関係工事計画(案)

区分	件名	学校名	予定工期
改築工事	校舎等改築工事	関町北小	4月～5年7月 (2～5年度)
		上石神井北小	4月～6年8月 (4～6年度)
校舎等改修工事	校舎屋上防水外壁改修等工事	豊玉東小(期)、北町西小(期) 関町小(期)、富士見台小	5月～11月
	受変電設備改修工事	開進第四小、練馬小、大泉第三小 大泉西小、泉新小、橋戸小、八坂小	4月～11月 (3～4年度)
給水設備等 改修工事	給水管等改修工事	豊玉小、春日小	4月～11月 (3～4年度)
	水飲栓直結給水化工事	大泉学園小	4月～11月 (3～4年度)
一般改修工事	トイレ改修工事	開進第二小、田柄第二小、大泉第二小	5月～11月
	プール改修工事	開進第四小、南町小、光が丘四季の香小 石神井小	6月～5年3月
	プールろ過機改修工事	石神井台小、大泉南小	12月～5年3月
	火災報知設備改修工事	石神井東小、高松小	5月～9月
	非常放送設備改修工事	早宮小、光が丘第八小、石神井東小 大泉第一小、大泉学園緑小	5月～9月
	屋内運動場天井照明等改修工事	光が丘第八小(外壁・天井改修含む)	5月～9月
	屋内運動場空調機設置工事	開進第一小、開進第四小、練馬小 田柄小、谷原小、大泉第三小、大泉西小 泉新小、橋戸小、八坂小	4月～11月 (3～4年度)
設計等委託	校舎等改築工事監理	関町北小、上石神井北小	改築工事予定工期 と同じ
	校舎等改築基本設計	向山小	年度内
	校舎屋上防水外壁改修等設計	旭町小、大泉第三小、橋戸小	6月～5年1月
	屋内運動場空調機設置設計	豊玉南小、早宮小、開進第三小、仲町小 練馬第三小、高松小、光が丘四季の香小 光が丘第八小、大泉第二小	4月～12月 (3～4年度)
	受変電設備改修設計	早宮小、仲町小、練馬第三小、高松小	4月～12月 (3～4年度)
	非常放送設備改修設計	大泉小、大泉第六小	6月～5年1月
	給水設備等改修設計	北町西小、大泉第四小	4月～12月 (3～4年度)
	水飲栓直結給水化等設計	北町小	4月～12月 (3～4年度)
	トイレ改修設計	豊玉東小、中村小、南町小、石神井東小 大泉第一小	5月～5年2月
	プール改修設計	中村西小、高松小、大泉第一小 大泉第六小	5月～5年2月
	普通教室化改修設計	開進第二小、北町小、上石神井小 谷原小	5月～5年2月

中学校

令和4年度 学校関係工事計画(案)

区 分	件 名	学 校 名	予 定 工 期
改築関連工事	既存校舎改修工事	旭丘小・中	6月～9月
校舎等改修工事	校舎屋上防水外壁改修工事	豊浜中	5月～11月
	受変電設備改修工事	練馬中、八坂中	4月～12月 (3～4年度)
給水設備等改修工事	給水管等改修工事	中村中、光が丘第二中	4月～11月 (3～4年度)
給食室等改修工事	給食室給湯器設置工事	石神井西中	5月～10月
一般改修工事	トイレ改修工事	練馬中、関中	6月～11月
	プール改修工事	豊浜中	9月～5年3月
	プールろ過機改修工事	大泉北中	12月～5年3月
	火災報知設備改修工事	開進第三中、貫井中、八坂中	4月～10月 (3～4年度)
	非常放送設備改修工事	石神井西中	6月～9月
	屋内運動場空調機設置工事	練馬中、石神井南中、南が丘中、大泉北中 大泉学園桜中、八坂中	4月～12月 (3～4年度)
設計等委託	校舎等改築基本設計	田柄中	年度内
	校舎等改築実施設計	旭丘小・中	4月～5年3月 (3～4年度)
	校舎等屋上防水外壁改修設計	豊玉中、豊玉第二中、石神井西中	5月～5年2月
	屋内運動場空調機設置設計	開進第三中、練馬東中、光が丘第一中 光が丘第二中、石神井中、関中	4月～5年1月 (3～4年度)
	受変電設備改修設計	開進第三中、練馬東中、関中	4月～5年1月 (3～4年度)
	給水設備等改修設計	八坂中	4月～12月 (3～4年度)
	水飲栓直結給水化等設計	三原台中	4月～12月 (3～4年度)
	トイレ改修設計	開進第一中	5月～5年3月
	プール改修設計	石神井南中、大泉学園桜中	5月～5年3月

令和4年2月18日  
教育振興部学務課  
教育振興部保健給食課

## スキー移動教室の中止について

令和4年1月19日以降に実施予定であった中学2年生および特別支援学級スキー移動教室については、オミクロン株による感染拡大のため、下記により中止する。

### 記

#### 1 中止の理由

新型コロナウイルス感染症の全国的な急拡大の状況の中で、練馬区でも感染拡大が継続し、小中学校の学級閉鎖等が多発しており、生徒の健康と安全を担保して実施することが困難と判断したため。

#### 2 中止とする学校

令和4年1月19日から令和4年3月4日までのスキー移動教室を中止する。

通常の学級 28校

特別支援学級設置校 4校

中止を含む全体の日程は裏面のとおり

## 令和3年度 練馬区中学校2年生スキー移動教室 中止を含む全体の日程

軽井沢	1月																		2月																		3月																		
	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	01	02	03	04
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土						
軽井沢	中村 光三 谷原 南が丘			石西			練馬			開四			大二			大泉			三原台			学園			谷原			関			旭丘 練馬 大泉 石神井			貫井			石東			中村			開一			開二			石神井			大西			
武石	1月																		2月																		3月																		
	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	01	02	03	04
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土						
武石	桜学園			豊溪			旭丘			光二			田柄			南が丘			光三			練東			上石			豊玉			大北			光一			八坂			開三			豊二			石南			北町						

特別支援学級  
学校名

実施

中止

令和4年2月18日  
教育振興部保健給食課

## 令和4年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

練馬区立少年自然の家において、各種設備の法定点検等(消防設備・ボイラー設備法定点検、害虫駆除等)を行うため、練馬区立少年自然の家条例第4条に基づき、以下のとおり臨時休館する。

### 1 臨時休館

施設名	期 間
軽井沢少年自然の家	令和4年 4月12・13日、5月16・17日 7月19・20日、11月24・25日 12月12～15日 令和5年 1月9・10日
武石少年自然の家 (本館・新館)	令和4年 5月11～13日、7月15日 9月1日、12月6～8日 令和5年 1月10日、3月9日
岩井少年自然の家	令和4年 4月11・12日、5月9日 7月8・18～20日 8月31日～9月2日、9月22日 11月8～10日、12月18～23日 令和5年 1月10～13日、3月13～16日

### 2 周知方法

区ホームページへの掲載および各少年自然の家での案内

## 令和 4 年度図書館特別館内整理期間について

練馬区立図書館条例（平成 5 年 3 月練馬区条例第 42 号）第 4 条第 2 項および練馬区立図書館条例施行規則（平成 5 年 3 月練馬区教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項に基づき、令和 4 年度の特別館内整理期間を下記のとおり設定する。

特別館内整理期間には、図書館資料の整理（電算上の目録データと実物の資料を照合し、資料の有無および目録データの正誤を確認することにより、目録データの精度の保持および資料検索・予約等の利用者サービスの維持を図る。）および施設設備の点検等を行う。

### 記

#### 1 設定期間

各館の設定期間は、裏面のとおりとする。

#### 2 周知方法

区報、図書館ホームページ、各館おやすみカレンダー、ポスターにより周知する。



図書館名	令和4年度特別館内整理期間（実施日順）	日数
春日町図書館 （指定管理）	令和4年5月23日（月）から5月27日（金）まで	5日間
光が丘図書館	令和4年6月3日（金）から6月9日（木）まで	7日間
南大泉図書館 南大泉図書館分室 （指定管理）	令和4年6月27日（月）から7月1日（金）まで	5日間
貫井図書館 （指定管理）	令和4年9月5日（月）から9月9日（金）まで	5日間
小竹図書館 （指定管理）	令和4年10月17日（月）から10月21日（金）まで	5日間
関町図書館 （指定管理）	令和4年11月14日（月）から11月18日（金）まで	5日間
練馬図書館	令和4年12月5日（月）から12月9日（金）まで	5日間
石神井図書館 （指定管理）	令和5年1月16日（月）から1月20日（金）まで	5日間
稲荷山図書館 （指定管理）	令和5年1月23日（月）から1月27日（金）まで	5日間
南田中図書館 （指定管理）	令和5年2月6日（月）から2月8日（水）まで	3日間
平和台図書館 （指定管理）	令和5年2月13日（月）から2月17日（金）まで	5日間
大泉図書館 （指定管理）	令和5年3月6日（月）から3月10日（金）まで	5日間

## 青年リーダーの養成の強化について

令和3年3月に改定された「練馬区教育・子育て大綱」の子育て分野における重点施策の一つとして、「区民との協働により、青少年の野外活動や地域交流の活動を進めるとともに、青年リーダーの養成を通じて、若者が企画・運営に携わる事業を増やします」と定めている。

このたび、青年リーダーの養成にかかわる青少年委員会との協議を踏まえ、令和4年度から以下のとおり、青年リーダーの養成を強化する取組を進めていく。

## 1 青年リーダー（現状）

ジュニアリーダー養成講習会（中級：中学生）修了生のうち、登録した高校・大学生年代の若者（令和3年度登録者数86名）である。ジュニアリーダー養成講習会に協力者として従事するほか、成人の日のつどいの企画等に携わる「新成人スタッフ」や学校行事・青少年育成地区委員会行事の運営の手伝いなどの活動に従事している。

## 2 青年リーダーのスキルの向上

## (1) ジュニアリーダー養成講習会の充実（対象：小学5・6年および中学生）

仲間づくりのリーダーとして、中心的な役割を担えることを目的としたキャンプ事業を中心に実施してきたところである。

これに加え、地域活動を体験する内容（例：防災活動）など、地域活動への興味関心を高めるきっかけとなるプログラムを取り入れる。

## (2) 青年リーダー養成講習会の充実

青年リーダーに対し、ジュニアリーダー養成講習会で得た知識や体験を踏まえ、仲間づくりのリーダーとして担える技術等を身につける研修を実施してきたところである。

これに加え、青年リーダーが地域活動につながるような研修プログラム（例：外部講師による事業の企画・運営のノウハウの講習や地域活動団体との交流会など）も取り入れる。

## 3 青年リーダーを地域活動へさらにつなげる取組

青年リーダーの活動機会が増えるよう、青少年委員の地域のネットワーク（例：学校、育成地区委員会、町会・自治会等）を活かし、地域活動へのマッチングを行う。また、4地区（豊玉・開進、練馬、石神井、大泉）毎に、マッチングの事例の検討を行い、事例を参考にして、青年リーダーを多様な地域活動につなげていく。併せて、その事例集を関係団体へのPRに活用する。

令和 4 年 2 月 18 日  
こども家庭部  
練馬子ども家庭支援センター

## 子育て支援サービスの充実について

子育て家庭の幅広いニーズに対応するとともに、育児の孤立化を防ぎ、児童虐待の予防を推進するため、令和 4 年 4 月から以下のとおり子育て支援サービスの充実を図る。

### 1 子どもショートステイ事業等の充実

保護者の入院や就労、養育不安等により児童の養育が一時的に困難になった場合に、宿泊または夜間に児童を預かる「子どもショートステイ事業」等について、定員拡大および利用料等の減免を行う。

子どもショートステイ事業の定員拡大

聖オディリアホーム乳児院で実施している生後 2 か月から 2 歳未満の児童を対象とした「子どもショートステイ事業」について、定員を拡大する。

【現 行】 定員 2 名

【拡大後】 定員 4 名

多胎児家庭の利用料等減免対象事業の拡大

多胎児家庭の経済的負担を軽減するため、「子どもショートステイ事業」および「子どもトワイライトステイ事業」の利用料・送迎料を多胎児 1 人あたり 1 / 2 に減額する。

### 2 子育てスタート応援券事業の拡充

出産直後の不安や負担を軽減し、育児をスムーズに始めていただくことを目的に児童 1 人につき 8 枚発行している「子育てスタート応援券事業」の対象事業として、民設子育てのひろばが実施している一時預かり事業を試行的に追加する。

### 3 子育てのひろば事業の実施日拡大

0～3歳の乳幼児親子が自由に遊び交流できる「子育てのひろば事業」について、田柄地区区民館ぴよぴよ等3施設の実施日を週5日から週6日へ拡大する。

【現 行】 月・火・木～土（田柄、春日町南地区区民館ぴよぴよ）

月～水・金・土（立野地区区民館ぴよぴよ）

【拡大後】 月～土 （3施設）

### 4 発達に不安のある児童を対象としたひろば事業の実施回数の拡大

児童の発達に不安のある親子を対象として、貫井子ども家庭支援センターで実施している「のびのびひろば事業」について、実施回数を拡大する。

【現 行】 月2回実施 （練馬、光が丘、大泉、関）

月1～2回実施（貫井）

【拡大後】 月2回実施 （5施設）

### 5 民設子育てのひろばの拡大

現在区内15か所ある民設子育てのひろばについて、令和4年度は16か所に拡大する。なお、令和3年度末で、既存の「どうぞのひろば（豊玉北五丁目）」が閉室となることから、令和4年度は新たに2か所公募する。